

私たちの宣言

私たちは「夢の金沢」を描きます そして市民・住民の力で実現します

ひとり一人の尊厳をまもり生かすまち
ひとり一人の幸せを生み出すまち
ひとり一人が参加し、まちを担う自治のまち
その人らしさを認め合い差別なく対話するまち「空から対話が降ってくるまち」

困った人を真っ先に助けるまち
貧困格差を解消し所得を保障するまち
自分の意見を持ち表明する力を育み、遊びから仲間と共に学び合う創造的で豊かな
子育て・教育のまち

人間らしい尊厳のある労働・雇用を実現するまち
金沢の豊かな自然（水と緑）と生態系を未来に手渡す環境保全のまち
気候変動に立ち向かい、環境に調和するまち
環境に調和する持続可能な循環型地場産業のまち
水とエネルギーインフラに市民が参加する社会的共通資本「コモンズ」のまち

誰もが参加し、良き伝統と革新を創造する文化のまち
人々が自由に行き交う生き生きとした公共交通のまち

平和と非核（脱原発）のために人々の盾となり国に物言うまち
世界の人々に開かれ連帯するまち

そのために、住民自らが自分で決定できる「地方政府」を金沢に打ち立てようではありませんか。

【金沢国際地方政府について】

ここで私たちが構想する「金沢国際地方政府」には、地方自治体である金沢を、日本国憲法のみならず、平和と人権を獲得するために長年にわたって人々が苦闘し、結実させてきた国際規範を体現する地方政府として発展させようという意味を込めている。

そもそも、地域や地方とは、国家の成立以前から存在しており、本来的に国境により隔てられるものではなかった。その意味では、地方とは国際的なものだ。

さて、21世紀の日本は分権の時代だと言われて久しい。「地方自治の本旨」を第92条に規定する日本国憲法下においても、中央集権から地方への分権は遅々として進まなかった。1999年に地方分権一括法が制定され、関連法が相次いで成立してきた。これらにより、数百という単位の法律が改正され、かつて「三割自治」と揶揄された地方自治体の権限は確かに拡大してきた。

しかしながら、21世紀も5分の1を経過した今日にいたっても、この流れが、真に地方の自治権を拡大し、主権者である住民の自治を保障するものとなりうるのか、私たちは懐疑的である。それは、3. 11福島第1原発過酷事故から11年、被災地域住民の意思に反して、事故原因の究明も被曝防止対策も生活再建もおざなりであることひとつをとっても明らかではないか。原発立地住民はもとより、国民的な脱原発の声を顧みない原発再稼働が推進され、沖縄をはじめ全国の米軍基地の縮小撤去の民意は無視され、基地の拡大と機能強化が進んでいるのが現実である。これらは、国策の名の下で、依然として国家（中央政府）が事実上決定権を握り、地方の住民がその権力の下で忍従を強いられる構図は変わってはいないことを示している。また、国会審議を経ない閣議の濫発が、生活のすべての領域で、あらたな国家中心主義を強めている今日の「国と地方の役割分担論」で、こうした問題を解決できるとは思えない。

さらには、昨年から世界的に拡大し、私たちの地域にも蔓延が及んでいる新型コロナウイルス感染症の対策も、果たしてひとり一人の命と生きる権利、暮らしを守ろうとするものなのか、深い疑問が広がっている。

そこで、私たちは、市民のすべての生活領域に関わるこれからの金沢のまちづくり構想として、「金沢国際地方政府宣言」を提案する。

一般には、政府とは、国の政府を連想するだろう。しかし、そもそも、立憲主義の立場から政府の存在理由を突き詰めれば、「住民の基本的な人権を具現化するため」に行き着く。日本国憲法では、国政を担う国会議員と共に、地方自治体の首長、議員も住民が直接選挙で選出するしくみになっており、地方自治にも、自己決定権を行使する政府があってしかるべきであろう。

普遍の権利である住民の基本的な人権を具現化するには、住民に最も近い基礎自治体が政府性をもってその役割を果たすことが求められる。都道府県や国は、その不足を広域機能で補完する役割を負うが、あくまでもその関係は対等である。真の地方分権に奔走した佐藤栄佐久元福島県知事は、「住民にとっては中央も地方もない」と述べているが、そのあるべき対等性を主張したもの

である。

ところで、個人の尊厳を前提にして固有の基本的人権を明文化し、その実際的な保障・具現化を求めている先駆的な日本国憲法ではあるが、制定時の時代の制約もあって、地方分権やその発展としての地方政府については、必ずしも明文により詳述されているわけではない。なかでも、地方政府にとって要とも言うべき「自己決定権」「抵抗権」は、日本国憲法に含意されていると解釈できるとは言え、明文上の不十分さは否めない。そこで、私たちは、憲法第98条第2項によって遵守義務を負う国際人権規約（社会権規約、自由権規約）に明確な根拠を見いだす。その両規約のいずれにも第1条に「自決権」が置かれている。第二次世界大戦終結後の1948年、二度の世界大戦を教訓とし、世界の人民の自由と権利を保護し、平和を築くために、国連において、その基礎として世界人権宣言が採択された。さらに1966年に国際人権規約が締結された。その間の人権思想の深まりがそこに反映されている。「自決権」と「抵抗権」は言うまでもなく表裏の関係にある。

私たちは、この金沢の地域に根ざした地方政府を構想するに当たり、日本国憲法と共に、国際人権規約等の国際条約の精神にも根拠を置き、その規範性の体現を目指す。

それを市民が共同して実現させるために、私たちは「あらゆるものが見直されねばならない」と考えている。それは、私たちがあの「3.11」以後を、そして新型コロナ禍の中を生きるからに他ならない。その視点を次の6項にまとめる。これらは、本来、世界権力への人々の抵抗・対抗の闘いから生まれた真のSDGs実現の道でもある。

それでは、私たちが「金沢国際地方政府」に求める具体的諸課題を挙げておく。

- ・実質のある市民社会へのパラダイム（土台となる規範）転換
- ・非戦平和都市（戦争非協力）、人権保障都市、共生共有都市
- ・市民の意見が反映され、市民自治が保障されるまち、情報公開と行政情報の市民共有、人間の尊厳ある学びの保障、子どもの育ちを支え合うまち
- ・社会的に弱い立場の人を支える福祉（生存権保障）、市民と地域に根ざす継承と創造の文化都市
- ・脱原発と持続可能な地域分散エネルギー、地域に富の循環が生まれる人々のための産業・雇用政策（所得保障）、コミュニティビジネス、地域通貨
- ・移動権を保障する公共交通政策、居住権を保障する住宅政策、
- ・高齢化時代のインフラ整備、いのちと人間の尊厳を守る都市機能のバランスある整備
- ・国に物言う主体性
権限・財源の委譲（国地方税配分見直し、地方共有税、自己決定権の保障と課税自主権の拡大）
国家主義に対峙し、地方のことは地方で自己決定
平和的生存権に逆行する外交防衛政策への批判・拒否権 等

以降、「金沢国際地方政府」の各論は、冒頭に掲げた目次にそって詳述したい。

第1章 私たち市民の歴史観

～継承・克服すべき歴史～

金沢は保守的な土地柄と言われる。そして、一部を除いて土着の祭りのないまちとも言われる。脳裏に浮かぶのは百万石まつりぐらいである。それは、近世の時代に起源を求める加賀藩中心の金沢の歴史像を背景としており、まちの歴史観も市民の歴史観も依然としてそれに規定されているものと思われる。日本全体の歴史のとらえ方として共通しているのは、中央の歴史がもつぱら学ばれ、生活の場として展開されてきたはずのそれぞれの地域の歴史が顧みられなかったことである。自分たちの地域の歴史を学ばずして、地域に生きる自治の担い手としての主権者意識が育つはずがない。

その意味で、私たちは、地域に生きる市民としての歴史観を求め、金沢の歴史を批判的に捉え返したい。そのために欠かすことができないのは、中世後半に独特の地方政権を形成した一向一揆の歴史である。そこには、宗教を軸とした権力体として、民衆との矛盾が内包されていた限界を考慮しておく必要はあるが、室町後期から戦国の世、そして武家政権へと移行する時代において、半武半農の民が、門徒集団による独自の地方統治を行っていた歴史は重要である。金沢の起源は、この一向一揆に源流を求める必要がある。まだ、市民の一部に残っている百万石まつりへの違和感には、織豊政権から江戸幕府前田治世へと移行する過程であった、農民が流した幾多の涙と加賀藩による厳しい農民支配の歴史を忘れるべきではないとの民衆意識が働いていると考えられる。金沢の歴史を顧みるに当たっては、この独特の一向一揆の歴史の中に、自治の源流を見いだすことができると考える。

さらに、もうひとつは、近代明治から敗戦までの時代である。金沢は、幸運にも戦災を免れ、歴史的たたずまいや伝統文化を守ることができたのは事実である。また、この歴史的資産を保存継承し、まちの魅力を高めようとする官民の努力が成果を生んできたことも評価すべきである。しかし、これをもって、「金沢は平和のまちである」とのみ評価することが果たしてできるだろうか。金沢の近代以降の歴史をみるときに、銘記しなければならないのは、第9師団・歩兵第7連隊の本拠が置かれた軍都金沢の側面である。古くは台湾出兵にはじまり、日清日露戦争、そして台湾、朝鮮、旧満州植民地支配から日中戦争、第二次世界戦争にいたる帝国主義侵略戦争の時代に、主としてアジア大陸の人々に加害の立場で筆舌に尽くしがたい苦難を与えた。この銘記すべき歴史は十分に市民に継承共有されているとは言い難い。

平和都市金沢を標榜するには、この歴史観の克服を避けては通れない。

金沢に独特なものとして、町会組織があげられる。金沢独自とも評される相互扶助の仕組みではあるが、そこに、思想信条や住民の自由を縛るような拘束的力を感じる住民も少なくない。かつて、一向一揆を支えた「講」が破壊され、「長いものに巻かれる」処世観へと転換した住民組織が、加賀藩の治世、廃仏毀釈後は国家神道・軍国主義の隣組監視へと質的に変遷した。これが、高度成長期からグローバル時代の今日まで、主体的な住民意識の醸成を阻んできた側面があるのではないか。

差別解放運動についても、認識を明確にしておきたい。水平社運動によって、全国に拡大した

被差別部落解放運動は、石川県では組織的に行われなかったと言われている。この点について、石川県同和教育推進協議会が1991年の設立総会で述べている。「『対象地区』が『ゼロ』と言われ、部落が見えにくいと言われているこの石川県においても差別の問題とは決して無縁ではありません。いろいろな形で内なる差別意識が浮上してきます。そんな具体的生活の場で、差別が見えるか見えないかということは、言い換えれば差別の問題に「無知」であるかどうかを一人ひとりが日々の生き方の中で問われていることになるのです。・・・部落問題をはじめ一切の差別の問題に対する「無知」から決別し、差別を許さず、人としてともに豊かに生きていくための教育の創造をめざしていくという決意をこめて、ここに石川県同和教育研究協議会の結成を宣言します。」

石川、この金沢にも部落差別は特有の姿で存在し、これと向き合う様々な活動がこれ以降、積み上げられてきている。全市民は、これらから深く学ぶ必要がある。故人となられた当会の座員庄田望さんは、ライフワークの地域部落史の研究を小説『白蓮華』に結実させた。そこでは、近世から近代への移行期に、差別の中を人間性豊かに生き抜いた人々を描いた。実在した登場人物所縁の地を一緒にフィールドワークし、差別を許さない強い思いを刻ませてもらった。差別は現代においても再生産され、差別事件がなくなることがない。しかしながら、抑圧された人々の豊かさ、創造力こそが、差別構造を突き崩すための力になるといわれる。深く学ぶ機会を得たことを差別のない社会の実現に生かしていきたい。

今日、新幹線時代を迎えるに当たって、加賀百万石の伝統文化を歴史的資産として、町の発展を期そうというまちづくり施策、文化観光施策が目白押しである。ある意味では「モノカルチャー」の状況に陥ってはいないか。明治維新となり、この「天下の書府」と評された加賀藩の文化的資産として東京に持ち去られ、この面においても中央集権から金沢も無関係ではあり得なかった。私たちは、いわゆる「加賀百万石金沢」のブランド意識にある独善性や狭隘性に客観的に向き合い、自治意識を支える住民の歴史を見いだし、新たな進歩的なまちの歴史観へと敷衍させていく営みが必要であると考え。

その意味で、江戸時代に頻発した百姓一揆、明治期以降には、自由民権運動に触発された地域政治運動、帝国主義とたたかった戦前の無産運動、労働者運動さらには、軍国主義にあらがった桐生悠々や鶴彬などの存在にも光を当てるべきである。また内灘には全国、在日朝鮮人団体とも連携した米軍試射場反対の闘いが歴史に刻まれている。象徴的に言うが、学ぶべき金沢の歴史は、台湾統治時代の八田與一技師だけではないし、三文豪以外にも先駆的な科学者や哲学者、社会運動家が活躍したことにも目を向けるべきである。

さらには、金沢市が提携する海外の姉妹都市の歴史から学ぶ意義にも言及したい。中国蘇州市は、上海から武漢に向かう9師団を含む当時の中支那方面軍による侵略の被害を受け、抗日の闘いを刻んでいる。韓国全州市は東学農民戦争の中心地であり、昨今は封建権力の腐敗と日本の植民地支配に立ち上がった農民蜂起の歴史的再評価が進められている。金沢で処刑、暗葬された独立運動家尹奉吉はその北の禮山郡に生を受けている。これらアジアの姉妹都市との交流は、東北アジア平和共同体の基礎となる共通の歴史認識を醸成する。

また一方、遠隔地にあるブラジルのポルトアレグレ市は、反グローバリズムの民衆連帯を目指

す世界社会フォーラム開催地として有名であり、徹底した住民参加の予算制度を発展させている。私たちのまちの歴史は、目を凝らせば、自治と共生の国際連帯への豊かな可能性を宿している。私たちは、教育や行政、マスメディアが主導してつくりあげてきた歴史観に対し、民衆の視点を持って、もっと多角的で重層的な金沢のまちの歴史観を対置させたい。

第2章 誰もが平和のうちに生きられる非戦平和都市金沢

～地方政府の平和・外交政策～

「平和なくして人権なし」「平和こそ最大の福祉なり」。近代化をアジア侵略の時代として送ってきた日本は、広範なアジア太平洋地域で2000万人を数えるおびただしい殺戮と破壊をほしのままにしたあげくに、310万人にも及ぶ国民を犠牲にして敗戦した。幸いにして金沢は戦禍を免れたが、アジア侵略の拠点都市のひとつであった。このことは、「市民の歴史観」でくわしく述べてきたが、その痛切な認識を原点に、地方政府としての平和・外交政策を構築し、非戦平和都市金沢を創造したい。

平和憲法の下、金沢も1985年に「平和都市宣言」を採択し、7カ国の自治体と姉妹都市提携を結んで平和のための友好交流に努めてきた。これは市民の財産である。

しかし、後に述べるように、不戦の誓いを危うくする「戦争をする国」への流れが加速している今日、より明確な意志を持った多面的で具体的な非戦平和施策が求められる情勢にある。住民市民が主体となる「金沢国際地方政府」は、日本国憲法の前文に明記された「平和的生存権」を市民に保障し、戦争政策への協力を拒否する。同時に、世界人権宣言、金沢が創造都市ネットワークに加盟するユネスコ憲章、国連持続可能な開発目標・SDGsなどの国際規範を体現し、平和のための国際連帯を先導する。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

この憲法第9条の危うい状況は深まっている。それは言うまでもなく、2014年7月1日に、安倍内閣が、閣議で集団的自衛権行使容認へと憲法解釈を変更し、翌年の2015年9月19日に、憲法が禁じる集団的自衛権の一部行使を容認する安保関連法を広範な国民的反対運動を尻目に強行成立させたことによる。8年に及んだ安倍政権下で軍事費は上昇し続け、今日その単年度額は5兆4000億を超え、後年度負担、補正予算を加えると年間10兆円規模の軍事大国である。米国製の兵器購入は、「専守防衛」の枠を超え、敵基地先制攻撃を視野に入れた長射程ミサイル配備、長距離航続可能なF35A、B時期主力戦闘機、空中給油機、艦船の空母化改造、琉球列島、南西諸島への自衛隊基地の急速な拡大など枚挙に暇はない。その一方で被爆者の悲願であ

り世界市民の共通の目標である核兵器禁止条約の批准を頑なに拒み、安全保障の手段として核兵器配備は合憲であるとの立場をとり続けている。

もとより、私たちは、戦後日本が朝鮮戦争、ベトナム戦争などに加担すると共に、資本の海外進出により、経済的に収奪し、アジアの軍事独裁政権を支えてきたこと。戦争責任を認めず、謝罪も補償も拒んで今日に至っていること。これら戦後平和主義の欺瞞を不問にするものではない。

一線を画する軍事的貢献による対米従属の流れは、冷戦体制の崩壊後、アメリカ中心の新自由主義的グローバリズムが、「国際安全保障」の名で日米安保体制を世界的規模に拡大することを求める中で、日米ガイドライン改定と共に加速化してきた。内外で喧伝された「国際貢献論」の実態は、自衛隊の米軍との一体化と海外派兵を指向するものである。具体的には、周辺事態法、武力攻撃事態法、国民保護法などの有事立法であり、アフガニスタン対テロ戦争、イラク戦争への自衛隊派遣であった。この中で、自衛隊が後方支援の一環として米軍の兵員輸送をおこなったことは、名古屋高裁で憲法違反として確定している。にも拘わらず、それは今日、歴代政権自らが厳しく戒めてきた集団的自衛権の行使容認の解釈改憲に行き着く欺瞞に満ちた「積極的平和主義」へと引き継がれている。

この背景には、退潮するアメリカに、米軍の補完軍事力として自衛隊を活用したいとの思惑があると共に、海外に権益を拡大してきた日本の財界にも自衛隊の海外展開を望む声があることを見落としてはならない。また、安全保障上の国際環境の変化として、中国の海洋進出や軍事的台頭が脅威となっているとの意見がある。しかし、アメリカを中心とする新自由主義陣営が、中国の急速な政治的経済的台頭を覇権の脅威と見なす強い危機感が、「台湾有事」での限定的な武力行使も辞さずとの戦略上の転換を為したことを冷静に受け止める必要がある。アメリカ陣営の代理戦争を自衛隊が担わされるという事態は絶対に招いてはならない。アジアの海でいかなる戦争も起こさせてはならない。

私たちは、いかなる国の軍事的拡張主義も覇権主義的外交も容認しない。あくまで、隣国中国とは歴史を踏まえた冷静な対話と、平和主義を国是とする日本にしかできないバランスある平和仲介外交で対処するべきである。決して、軍拡競争から抜けられない「安全保障のジレンマ」に陥ることがあってはならない。「武力で平和はつukれない」国家による武力行使では平和をつukれないことは、歴史の教訓である。よって、自治体こそが、非軍事平和解決の担い手であらねばならないのである。現下の情勢は、自治体と市民の平和構築への共同を求めている。

ところで、国内政治においては、この時代は、地方分権推進の時代と重なる。地方への権限委譲の必要性が叫ばれるにつれて、福祉をはじめとする民生分野は地方が担い、外交・安全保障は国の専管事項であるとの役割分担論が強調されてきた。実際に、地方分権一括法の中で、法定受託事務ばかりではなく自治事務においても、国が自治体に安全保障措置への協力を事実上強制できると読める法改正や自治体の関与権の剥奪が散見できる。国家に外交・安全保障を専管事項として委ねて、果たして自治体が、市民の平和のうちに生きる権利を保障することができるのか、歴史を洞察し、厳しく問い直す必要がある。

とりわけ、私たちは銘記しておきたい。自治体には、平和憲法や地方自治法の基本理念、さら

には国際人道法などの国際法に基づき、住民の平和的生存権保障のために抵抗する権利がある。具体的には、平和憲法の理念が具現化された土地の軍事利用禁止原則がある。また、非軍事平和利用の徹底を求める港湾法には自治体に許認可権を与えている。これらを駆使し、神戸市では、神戸市議会の議決により、核搭載艦の入港を拒否する「非核神戸方式」が今日まで機能している。

また、ほとんどの自治体で、「非核平和都市宣言」が採択されてきた。これを理念や道義的宣言に止めず、藤沢市や苫小牧市のように法的拘束力を持たせる非核平和都市条例を制定した先駆的なとりくみに注目したい。このような自治体における立法権によって、有事法制下で万が一戦争に巻き込まれるようなことがあっても、それに参加協力せず、住民が戦火に見舞われることを防ぎ、平時から平和的な都市や地域社会づくりにとりくむ住民運動が広がってきた。

それは、国際人道法であるジュネーヴ条約第1追加議定書第59条の「無防備地域宣言」に依拠し、違法な攻撃が禁止される無防備都市を条例によって実現させるものである。同追加議定書第59条は、「いかなる手段によっても紛争当事国が無防備地域を攻撃すること」を禁止し、その無防備地域に4つの条件をあげている。(a)すべての戦闘要員並びに移動兵器及び移動軍用設備は、撤去されていなければならない。(b)固定の軍用施設又は営造物を敵対目的に使用してはならない。(c)当局又は住民により、敵対行為がなされてはならない。(d)軍事行動を支援する活動が行われてはならない。

また、同追加議定書は、軍民分離原則により被害が一般住民に及ばないようにすることや文化財の保護をも求めている。この国際条約に依拠する平和都市づくりは、一国内の平和のみを優先するものではなく、侵略や国際紛争の武力解決の否定により、戦争の違法化、世界平和の道に貢献しようとするものであることを肝に銘じておきたい。その責務はまさに平和憲法を持つ日本の責務である。憲法理念に合致する国際条約の遵守義務、平和的生存権や自治権を尊重する観点から、国はそれを自治体が主体的に実施することを積極的に肯定し、その条件整備に尽力すべきである。無防備都市の条例化運動は、国立市や箕面市をはじめ全国各地に拡大しており、住民の条例直接請求署名は、法定数を遙かに超え、制定こそ実現していないものの、議会提出までこぎ着けている。この自治体における条例化運動は、菅政権が今年6月に野党の反対押し切って「重要土地利用規制法」を成立させたことから、再構築が目指されねばならない。

※自衛隊の基地など日本の安全保障上、重要な地域での土地利用を規制する法律。施設の周囲およそ1キロメートル内や国境近くの離島を「注視区域」に定める。区域内で大きな構造物を立てて電波を妨害したりライフラインを寸断したりといった日本の安保を脅かす土地利用を確認すれば、所有者に中止を勧告・命令できる。

しかるに、金沢市政は、「世界の交流拠点都市金沢」を標榜しながら、それとは逆行するような憲法敵視の政策を推し進めてきた。その典型が、後に教育の章で述べる教科書採択とともに、市庁舎前広場における護憲集会の使用不許可処分である。

金沢市は、2017年5月3日憲法記念日の護憲集会に市庁舎前広場を使用したいとの憲法を守る会の申請に対し、同年4月14日、不許可処分を行った。少なくともこの時点まで約10年にわたり、広場改修の工事期間を除き、護憲集会の広場使用申請に対し、憲法に基づく行政運営

を行う市にとり、市の事務事業に準じるとして集会を許可してきた経緯を覆すものであった。

「特定の主義主張にもとづく示威行為であり、庁舎の管理に支障がある。」

これを根拠づけるとされた金沢市庁舎等管理規則は、同年3月21日、庁舎前広場改修完了と同時に一部改正されたものだが、その改正点が、従来の第5条禁止行為第12項「示威行為」に「特定の政策・主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体に威力又は氣勢を他に示す等の」を付加するものであった。

市総務課による事前のヒアリングは、従来は問題とされなかった街宣車の近接、拡声器や幟旗等の持ち込みの有無に加え、政府批判は行われるのかが問われるものであった。憲法を守ろうという主張が、条例上の根拠を持たない単なる庁内内規に過ぎない管理規則によって、事前検閲・規制の対象とされたのだ。

憲法を守る会は、基本的人権の根幹に触れる看過できない問題であるとの問題意識を共有し、2017年9月29日、金沢地方裁判所に違憲訴訟を提訴した。私たち市民の政策研究会は、これを強く支持し、運動に参画している。

金沢市は、不許可処分を正当化するのに、金沢市の政治的中立性が疑われないようにと釈明してきた。憲法順守・尊重を義務づけられる政府・与党が、元最高裁長官までもが違憲立法と批判する法案成立に突き進む状況にあって、市民がそれを批判し、憲法理念を守れと主張するのは、至極当然のことだ。憲法に基づく地方自治を義務づけられている市行政が置く政治的中立とは如何なるものなのか。もし政府方針に従うことであると考えられているとしたら、地方自治の死滅を意味するだろう。

金沢市の不許可処分は、市民の表現・集会の自由を著しく侵害している。憲法第21条の表現・集会の自由について、憲法学者は、基本的人権の根幹をなし、人々が集会を通じて意思を表明することは民主的な自治を形成する重要な要素であるがゆえに、最大限の尊重を要すると指摘している。憲法理念に反する改憲を志向する巨大与党から憲法を守ろうとすれば、政権の側に属さない少数者の批判的意見表明権が公的にも尊重されなければならない。人権の根幹をなすとされる表現の自由尊重の意味が十分に市行政に理解されていないことは明らかである。

世界的に、自治体庁舎前広場とは、権力者の圧政に抗議し、個人の尊厳と自由を求めて止むに止まれぬ声を上げ、身の危険を顧みず闘った幾多の人々の結集の舞台であった。立憲主義の思想を育み、民主的な自治制度、ひいては市民社会を発展させてきた広場の歴史を現代に継承する最も大きな責務を負っているのは、自治体財産としての広場に他ならない。

ところが、2020年9月金沢地裁判決に続き、本年9月8日の名古屋高裁金沢支部でも、公用財産には、長の裁量権が広く及ぶとし控訴を棄却する不当な判決が続いている。具体的な表現の自由を維持してはじめて、地方自治体の中立性が担保されるものであって、公権力の物差しによって、制限を正当化しただけの判決が放置されてはならない。憲法を守る会は、即時上告した。私たちもその闘いに連帯する。

尚、私たちは、住民運動の先達として、1973年川崎市が制定を試みた「川崎市都市憲章条例」案が、その第1章を「平和・市民主権・自治」と名付け、第1章「都市の平和」において、

「平和権」「平和都市の建設」「国際都市連携」を掲げていることに平和を希求する住民自治の先駆性をみてきた。

私たちが構想する「国際地方政府金沢」は、歴史文化都市であり、地政学上も歴史上もアジアに向き合う自治体として、1985年採択の「平和都市宣言」を発展させ、仮称「非戦平和条例」の制定を軸に、平和を先導する包括的で積極的な諸政策を実施する。それにより、東北アジアの平和連帯に自治体、住民として参画し、国境と民族を超えて誰もが平和のうちに生き、人間の尊厳を擁護発展させられる平和都市建設に邁進する。

1. 無防備地域宣言を含む仮称「非戦平和条例」制定、戦争非協力、市民の平和的生存権保障、朝鮮友好を含めたアジアに開かれた平和連帯を推進する国際平和都市金沢の実現
2. 姉妹都市交流を平和のための国際連帯事業として位置づけ
3. 構造的暴力をなくす平和・人権・共生・環境国際NGO会議の誘致
4. 県内各大学、さらには国連大学オペレーションユニット、ユネスコ創造都市ネットワークなどとの連携により東アジアの姉妹友好都市蘇州市、全州市、イルクーツク市、大連市、さらには韓国禮山郡を結んだ近代史共同研究センターの設置、アジア共有の歴史認識の醸成
金沢版平和教育副読本を子どもたちに提供
5. ユネスコスクールネットワークを生かし、平和・人権・共生の教育を奨励
学校現場や地域社会での生涯学習における平和教育支援
6. 各地域に遺る戦争遺跡・史跡の整備、地域での戦争体験の記録・保存・継承の促進
7. 平和市長会議への積極的参画
核兵器禁止条約批准を政府に働きかけるとともに、国際的に自治体が主導する核兵器廃絶のとりくみ推進、仮称「非戦の自治体ネットワーク」を呼びかけ、中央政府の戦争政策に反対抵抗、市民の平和的生存権擁護
8. 住民、市民の平和のための活動尊重、市民運動の交流と共同支援、公共施設、市庁舎前広場など公共空間の市民への開放

末尾に、改めて私たちの規範として確認したい各前文を引用しておく。

〔日本国憲法前文より〕

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

〔世界人権宣言前文より〕

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、
人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が

受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、…
よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

〔ユネスコ憲章前文〕

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。…文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、かつ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神を持って、果たさなければならない神聖な義務である。…政府の政治的及び経済的取り決めのみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって、平和が失われなければならないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない。

第3章 人間の尊厳を守る人権・福祉・所得保障政策

～差別、貧困のない、誰もが人間らしく生きられる福祉共生社会～

人権の基礎には、人間らしい衣食住が確保されていなければならない。それは、尊厳ある生の最低条件でもある。ここで、人権と福祉を統一的な課題としたのは、年金、医療、介護など市民生活の全領域にまたがる福祉と憲法に規定された三大原則のひとつである人権との関係性を見つめ直す必要を感じるからである。人権を構成する生存権、社会権の保障が社会保障である以上、それは、人権保障としての福祉たり得ているのかの問題意識となる。私たちは、明確に、人権保障としての福祉政策を構築すべきとの立場に立つ。

ところで、世界経済フォーラム（ダボス会議）の開催に合わせ、世界の格差拡大を追ってきた国際NGOオックスファム・インターナショナルは、2021年1月に、新型コロナ禍による経済格差に関して報告し、富裕層の所得回復が予想以上に早い一方、最貧困層が回復するには10年以上かかるとの見方を発表した。同報告書は、コロナ禍の中で最も利益を上げた32のグローバル企業の過剰利得に一時的に課税すれば、2020年に1040億ドル（約10兆8000億円）の税収が得られた可能性があると試算し、これは中低所得国の就労者全員に失業手当を支給し、児童と高齢者の全員に経済的支援を行える額だと指摘している。その上で、「不平等との闘いは、経済の救済と回復を目指す取り組みの中心になければならない」として、公共サービスの財源は最富裕層の個人と企業が相応の負担をする租税制度によってまかなわれるべきだと述べている。

今日的な大きな問題は、全国的に急速に進む若者・女性の貧困化の問題である。それが鬱病や

自死の予備軍となっていることに注意しなければならない。人権福祉を考える場合、この新たな課題である生存の不安定化を加速する若者・女性を支える施策が喫緊の課題である。「格差社会」という不安定な社会を解消することこそが、根底の課題意識でなければならない。

長期化する新型コロナ禍が、自殺者を再び増加させている。2003年に34,427人とピークであった全国の自殺者数は年々減少し、2019年には2万人を下回った。しかし、新型コロナ禍の2020年は再び増加に転じ、21,081人を数えた。石川県内の自殺者数は186人で、一昨年より10人増加した昨年よりさらに14人(8.1%)増加している。

また、2020年は、新型コロナ対策としてステイホームが求められる中で、女性へのDVが多発した。さらには、女性の多くが非正規労働者として働く中小企業や飲食・宿泊関連業界を襲った新型コロナショックにより、女性の失職が広がった。これらを背景に、全国では女性の自殺割合が年末には前年を8割も上回るという衝撃的な数字が公表された。家庭の貧困化により学習格差や将来に展望が持てないことに絶望し、全国で479人もの中小高生が自殺に追い込まれたことも明らかになった。最近では、18歳未満の子どもが、家庭の事情により家族の介護の担い手となっている「ヤングケアラー」の存在がクローズアップされてきた。介護の負担や勉学の時間を失うことにより、成人となることへの阻害要因となっていることが問題視されている。埼玉県ではケアラー支援条例のなかにヤングケアラーへの配慮規定を設ける先駆的な取り組みを始めている。金沢市では、まだその実態の把握もなされておらず、早急な対策が求められる。

若者を支援する制度や施策は、高齢者福祉に比較して、きわめて少なく限定的である。若年者の貧困化は、ネオリベリズム(新自由主義)のグローバル化により、雇用と労働条件が悪化、不安定化したことに起因する。創設すべき若者福祉は、雇用と職場における労働基本権の保障を促すものであるとともに、所得の世代間格差を調整する再配分機能を備えた政策・施策でなければならない。労使交渉による改善の蚊帳の外に置かれてきた未組織労働者が市民の大半であり、とりわけ若者と女性はバラバラにされた状況にある。自治体の機能を発揮し、労働基本権保障の社会的機運と労働組合への組織化を促すとともに、所得向上政策、住宅や子育て支援策、能力開発や起業環境の整備など若者支援の包括的施策を押し出すべきである。

ところで、とりわけ厳しい状況にある人々を救い、支えるための各福祉事業は、地方自治体が主体である。この各福祉事業が、申請主義に基づいて実施運営されていることに留意しなければならない。つまり、どんなに生存の危機に瀕している場合でも、申請しなければ、その対象となり救済されることはないということである。

最後のセーフティネットである生活保護制度を例にとれば、統計によれば、捕捉率は依然としてわずかに2割程度である。生活保護基準以下の貧困者が8割も放置されているのである。国は、2013年から生活保護費を引き下げたが、それは違憲として、その取り消しを求めた裁判で、本年2月22日、大阪地裁は、減額処分は違法として、処分を取り消す判決を言い渡した。日本の生活保護制度のあり方が根本から問われている。

基礎年金のみで暮らす人は、満額支給でも月額6万円6千円程度であり、生活保護扶助基準以

下の生活となる。これが背景となり、受給者を怠け者と見做したり不正受給しているとする偏見への恐れ、「水際作戦」と揶揄される申請窓口での厳しい対応などにより、生活保護を必要としている市民から、役所の申請窓口の敷居が高いとよく聞いてきた。金沢でも、市民団体が同行申請にとりくみ、申請を受理させる実績が積み上げられてきた。

昨年以来の新型コロナウイルス感染症拡大により、事業所の休業、解雇、雇い止めによる失業困窮者が急増している。にも拘らず、その多くが生活保護申請をためらう理由として、扶養義務者とされる親族への照会が障壁となっている。この状況を受け、2020年末、厚生労働省が初めて公式に「生活保護は権利であり、申請してほしい」とのメッセージを発し、4月1日付で、地方自治体の福祉事務所に、「親族照会」については本人の意向を尊重するよう通知した。

金沢市の2020年度の生活保護受給世帯は、世帯数は年金の10年適用や各種緊急支援事業により11月まではやや減少傾向にあったが、新型コロナ感染第3波の影響から、昨年末より増加に転じている。本年2月の受給世帯数は3,504となっており、コロナ禍による影響は、今年に入って顕在化し始めている。生存権保障の本来の機能を発揮させなければならない。

金沢においても、野宿者や隠れたホームレス状態の人々は存在している。福祉事務所による情報提供は少しずつなされてはきているものの、その救済や支援を必要としている人を制度につなぎ、つながりを維持する活動は、民間市民団体の活動にかなり負うところがある。金沢市や富山市でも、路上生活者に新型コロナ感染症対策である特別定額給付金を手渡す支援活動が議員と連携する市民団体により行われ、給付にこぎつけた事例がある。

生活保護法の「改正」と連動して制定された「生活困窮者自立支援法」は、基礎自治体が実施主体となり、NPOや市民団体など様々な地域資源とネットワーク化するとされている。金沢市では、金沢市社会福祉協議会に設置した自立生活サポートセンターが、困窮者自立支援事業を担っている。生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な相談支援、住居確保給付金の支給（離職・廃業・休業等により収入が減少した方への家賃相当額の支給）、家計改善支援事業、子どもの学習総合支援事業（中学生・高校生の学習支援と居場所の提供）が実施されている。

リーマンショックをも上回ると言われる状況にあっても、こうした生活困窮者自立支援制度も、自立支援の性格が強く、事業適用により生活保護申請を回避する側面がある。国の制度としては、生存権保障の憲法理念に基づき、生活支援から生活保障制度への転換が目指されねばならない。直接の運用を行う地方自治体は、生活保障の考え方に立って住民に支援を能動的に届ける運用を行うとともに、国に対し、生活支援法（生活保障法）への制度転換を促すべきである。

こうした福祉における人権保障理念の弱さは、障がいのある人の福祉においては、サービス情報提供や相談窓口の不十分さ、プライバシーへの適切な配慮、権利保障の意識の希薄な対応などが、施設、学校、地域いずれにおいても指摘されてきた。そもそも、「障がい」とは個人の中にあるものではなく、個人の外、即ち社会の側に存在しているものである。その解消を目指す社会モデルに私たちは立つ。

2013年に、障害者自立支援法の応益負担主義が批判され改正された障害者総合支援法が施

行、2016年4月には、障害者差別解消法が施行された。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に掲げている。国連加盟国中後発で条約を批准した日本においては、差別を合理的な区別と正当化する考え方が根深い。

これに対し、障がいのある当事者・家族と当事者と連携する支援者の継続した運動が差別解消の流れをつくりだしてきた。金沢市においても、市民フォーラム活動の積み上げにより、就労支援、基幹相談支援事業、「医療的ケア児移動介護支援事業」への条件付き通学支援適用などが前進している。金沢市議会では、2017年に議員提案により手話言語条例が制定された。

急速に認識の転換が進む性の多様性（LGBTQ）、性的指向・性自認（SOGI）では、金沢市も人権保障の課題としてパートナーシップ制度導入の検討に入っている。

学校教育においては、地域の小中学校に車いすの児童生徒が就学する場合に、後付けエレベーターを設置し、医療的ケアを要する児童生徒に学校看護師を配置する制度が2015年、2017年に相次いで導入された。当事者保護者、障がいのある人、子どもの地域共生を目指す市民のネットワークの運動の結実である。

その反面、三障がい同等を原則とする理念に反し、福祉医療助成制度においては、心身障害者医療助成制度から精神障がい者が除外されている。当事者・家族会・医療福祉関係団体と要望活動により、精神保健手帳1級保持者に昨年秋からようやく制度が適用されることになったが、最も割合が高い2級と3級は適用外のままである。市の障がい者雇用率の水増し問題も批判を浴びた。

また、小中学校への就学・進学では、障がいのある子の発達保障を理由に、分離・別学・取りだし教育などへ逆行する動きが顕著になっている。障害者差別解消法の成立を踏まえ、自治体自身の差別禁止、合理的配慮の具体化と社会意識への働きかけはインクルーシヴ（包摂・統合）社会の構築に向けて急ぐべき責務となっている。

歴史的経緯により、特別永住者として暮らす韓国・朝鮮籍の市民に加え、グローバル化が一層進む今日、金沢においても、多様な外国人市民が定住、生活増加している。そうした中で、とりわけ、アジア系の外国人への偏見や差別の問題が私たちの足下にも存在している。全国的には、社会的閉塞感を背景にして、これらの人々への排外や憎悪を煽る「ヘイトスピーチ」などが広がり社会現象として世界からも注目される問題になってきた。金沢市は、朝鮮総連の地域コミュニティと文化施設である高麗文化センターを朝鮮民主主義人民共和国につながる施設であり公共性が乏しいと断じ、固定資産税の減免制度から適用除外し、その活動を著しく制約している。また、右翼団体が野田山にある韓国独立運動家尹奉吉義士暗葬之跡碑への誹謗中傷などが続いている。歴史認識を巡り、排外的なナショナリズムが金沢市政に根を張っていることは直視しなければならない。

自治体は、国籍の違いを問わず、差別を排し、皆住民として平等な人権保障を行う責務を負う。

従って、新たな価値としての異文化理解・多文化共生を市民とともに推進し、違いを認め合う共生の地域コミュニティの醸成に最大限努力しなければならない。川崎市は、全国に先駆けて、2019年末に川崎市ヘイトスピーチ禁止条例「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を罰則付きで制定した。制定から一年を経過してなお後を絶たない外国人差別憎悪言動に対し、市民団体が監視活動を展開するなど、行政と市民が共同した差別根絶の運動が行われている。

この川崎市は、公務員就任の国籍条項を撤廃し、外国人市民会議を設置して共生のコミュニティを醸成する努力も行っている。金沢市においては、公務員就任権には何ら前進がない。自治体自らが、外国人市民の差別を撤廃し、地方における参政権保障を拡充しなければならない。

先に「歴史観の章」でも述べたが、私たちは、金沢の地にも被差別の問題が課題として引き継がれていることを自覚するとともに、社会的に弱い立場に置かれる女性、若者、高齢者、障がいのある人をめぐる差別や貧困・格差を解消し、誰もが人間の尊厳即ち人権を尊ばれ共に生きることができ金沢の地域コミュニティの醸成を人権福祉政策として追求する。

なお、国では、医療制度の自己負担割合の引き上げ、医療報酬の切り下げ、公的病院の病床削減を強いる再編、介護サービスの縮減など社会保障全般にわたって制度改悪が進められている。地方の現場で住民と直接向き合っている基礎自治体は、人権保障の理念に則って、国の制度改悪には再考を迫り、自らの福祉施策の実施に当たっては、悪しき申請主義を脱却し、積極的に住民・市民の中に出ていく権利保障の福祉へと転換が図られるべきである。成熟した市民社会をもつヨーロッパなどでは、「ベーシックインカム」制度の実験が広がっているが、日本においては、社会制度の合理化として竹中平蔵氏が同制度に言及するなど、その本質がゆがめられる恐れがある。「生を受けたからには何人にも文化的生存権を所得によって保障すべし」との理念から深く学び、人権・福祉施策を見つめ直す意義は小さくない。

人権福祉施策を具現化するには、日本国憲法はもとより、世界人権宣言、ユネスコ宣言、国際人権規約、ILO勧告、障害者の権利条約、子どもの権利条約など国際条約の理念、公約履行義務が果たしているかの検証を行い、国、地方自治体、地域社会それぞれでの国際基準への意識化を図っていくことも必要である。

1. 困った人を真っ先に助ける「かけ込み課」の設置

2. 包括的差別禁止条例（「人権尊重条例」）の制定（あらゆる差別解消と共生、多文化共生）
3. 子どもの医療費窓口無償化の18歳までの引き上げ、地域医療連携システム及び低所得高齢者医療費支援制度の充実
4. 地域包括支援センターの地域割り細分化、（原則小学校校区毎に設置）地域コミュニティ福祉拠点（公民館施設との連携）と連携して「出かける福祉」の実現
5. 総合的若者生活保障システムの構築（独自緊急支援金、相談から生活保護、ヤングケアラー支援と解消、就労支援 労働問題解決支援）
6. 子育て世帯と学生を支援する包括的事業の創設

7. 生活再建型公的債務処理条例の制定（税・公共料金滞納を生活再建支援の端緒とする）
・ ホームレス自立支援を含む生活保障としての能動的な生活保護行政の推進
8. 生活困窮者自立支援事業における官民連携システムの構築（民間企業、NPO、地域8連携）
9. 福祉のタテ割りの垣根（こども福祉、障害者福祉、高齢者福祉）を越えた総合的福祉拠点の整備（子ども食堂・お年寄り食堂・児童デイ・障がい者デイの一体運営支援）
10. 人権大学校の開設
11. 市職員採用・昇進における国籍条項の完全撤廃と外国人市民の市政参加権の保障
12. 性的虐待根絶、男女平等の推進ならびに性の多様性（LGBTQ）、性的指向・性自認（SOGI）の尊重、当事者の人権保障施策の推進
13. 精神に障害のある人への福祉医療助成制度の拡充

第4章 学ぶ権利を保障する教育政策

～生涯にわたり市民として生きる力を～

人間はただ生まれただけでは、ヒトであって人間ではない。人間となるには、文化を獲得し、社会的存在として成長しなければならない。そこに、人格形成としての教育の本質がある。故に、すべての子どもたちには学ぶ権利があり、人々は生涯にわたって学び続ける権利がある。それを保障する責務を持つのが、国や地方自治体行政であることは言うまでもない。

ところが、日本の政治経済が新自由主義に大きく舵を切ってから、教育は、国家の管理統制と競争原理による成果主義、「教育の商品化」路線に席卷された観がある。安倍教育再生路線は断続しながら十数年に及び、官僚支配と連動して社会的な倫理観の劣化・モラルハザードを広範に引き起こしてきた。よりよく生きようとする人間本来の倫理性と社会性をとりもどす教育の革新が求められる時代状況である。この本質的な問題を考えるに、現在、新型コロナウイルス感染症対策として行われている、学校現場での管理的な対策の中には、マスク指導など健康上の問題に加えて、成長期の子どもたちに必須である相互のコミュニケーション、子どもらしい知的な好奇心、自由な発想に基づく積極的な行動を絶つ負の効果を及ぼすものが少なくないことを懸念する。蓄積途上の医学的科学的知見と子どもたちの成長の課題に照らし、創意を持って見直さねばならない点を指摘しておきたい。

この教育統制は、歴史的には学習指導要領に法的拘束力を強く持たせ、政府の意向を書かせ、学問研究の成果は自粛させる教科書検定が推し進められてきた。その分野は多岐にわたるが、主としては、近現代の歴史認識を戦争責任否定の方向に修正することと、公の秩序を個人の上に置く国家主義的な公民意識の醸成にある。金沢において市教委主導で進められている「金沢偉人教育」を軸にするふるさと教育は、そのひとつの現れである。

本来、学問の自由を基礎に教育権を有する教職員の創造的な教育研究は抑圧され、学校教育法上教育課程編成権をもつ学校は、校長の管理権の拡大によって統制の現場と化している。こうし

た管理統制は、小中学校にとどまらず、高校、大学にも一貫しており、大学の法人化の中で、民主的な教授会制度は形骸化され、理事会の大学管理は定着した観がある。

2019年まで続いた安倍政権下で、「安倍教育再生」の宿願のひとつとして、教育委員会制度が改編され、首長が直接任命する教育長が教育委員会を代表することになった。これにより、執行権は残されたものの、首長の意向が教育により直接に反映されるしくみに変えられた。教育の政治的中立性、政治からの独立性は骨抜きにされた。

こうした文科行政を背景とし、かつ、市長自身及び地元政界、経済界で市長をとりまく国家主義・歴史修正思想を信奉する勢力が主導権を持ち、2015年夏、小松市、加賀市とともに、金沢市においても育鵬社中学校歴史教科書が採択された。従来は、教科用図書選定委員会（採択委員会）が、現場教職員の教科書研究結果を踏まえ望ましい教科書を絞り込んで教育委員会に答申することで、事実上、採択教科書が承認される手続きであった。しかし、文科省による「教育委員会の責任と判断により採択教科書を決する」との通知指導を盾に、非公開の採択教育委員会会議で、上記選定委員会の答申を覆す育鵬社版の採択に至ったものだ。

育鵬社中学校歴史教科書は、「自国に誇りを持てる教科書を」を標榜し、客観的な歴史研究の成果を国家主義史観でゆがめ、自国中心、侵略戦争美化、敗戦後の憲法理念に基づく民主体制を否定する歴史修正主義に全編貫かれている。生徒を歴史学の成果から遠ざけ、偏狭なナショナリズムを刷り込むことにより、時代が要請する国家や民族にとらわれない国際的視野をもつ民主的主権者への成長を妨げるもので極めて問題が大きい。

この教科書採択は、全国的には6%程度のごく少数採択に終わったが、育鵬社版の中学校歴史、公民教科書を採択した地区では、教職員組合や市民団体が連携し、採択手続きの公開、史実に基づき、民主的主権者を育成するにふさわしい教科書採択を求めてうねりをつくりだした。こうした市民の力により、2019年採択（2020年度から使用）では、育鵬社版の中学校歴史教科書の採択は、全国581採択区の内6地区だけとなり、全国で1.1%と激減することとなった。

しかし、全国の趨勢に反し、加賀市は引き続き歴史・公民とも、小松市は歴史のみ育鵬社を再採択した。金沢市も市民団体と教職員組が連携した運動を県内横断的に展開したものの、育鵬社歴史の再採択を阻むことはできなかった。大都市採択区での不採択が相次いだため、使用冊数においては全国1位の採択区となった。子どもたちの学ぶ権利に応えるため、採択手続きの公開とともに採択そのものの抜本的な見直しをさらに追求しなければならない。

こうした教育内容の管理的な統制強化の一方で、教育は競争市場原理の波に洗われている。小中学校には、悉皆の「全国学力・学習状況調査」がのしかかり、説明責任の名の下で、都道府県、市町村、学校間の序列化とその固定化を招いてきた。全国一律のテスト体制は、教育課程の画一化を招き、教育から創造的な豊かさを失わせている。ここに教育産業の新たな市場が作り出され一方で、子どもたちは、点数学力至上の価値観の下で、本来多様な可能性を持つ自分自身への自己肯定感を低め、学ぶ意欲そのものを奪われている。

一体、真の学力とは何か。それは、人間として豊かに生きる力であり、社会との関わりに価値を見いだすつながる力である。現実の教育は、著しい逆行であり、深刻な教育破壊が進行していることを深く懸念する。

なお、学校の序列化、地域から子どもたちを切り離すと批判されてきた中学校学校選択制度は、2015年の8月に開かれた通学区域審議会によって廃止が答申され、通学区域の再編成と指定校変更制度の拡充を条件に、2016年度より廃止された。これを機に、金沢市教育委員会は、地域に根ざした9年間の学びの連続性を重視し、小中一貫教育を施策の柱に据えることとなった。

ところで、全国的に教職員の超勤多忙化はブラック企業と称されるほどに深刻化し、長時間勤務による過労死、病気休職者の急増、その一方で代替教員の恒常的な不足、教員のなり手不足が社会問題化してきた。金沢においても、独自学習基準金沢スタンダード、金沢型学習モデル、英語検定付きの小中一貫英語教育などの学校教育金沢モデルの導入以来15年を超え、超多忙化による教職員の疲弊は顕著になっている。県内外で教職員の現職死亡は後を絶たず、全国的にも過労死ラインである月80時間を超える時間外労働が常態化し、学校の働き方改革が叫ばれている。県教委、金沢市教委においても、会議の効率化や報告物の精選、教員サポートスタッフの配置などいくつかの改善策は講じられてきたが、時間外労働月80時間超えの根絶には至らず、抜本的な教職員の増員、授業や子どもに寄り添う時間を最優先できる学校教育本来のあり方の思い切った転換が必要である。

高校においては、有名大学への進学競争に明け暮れる一部エリート校と教育困難校との間の格差・序列化は、全県学区に移行後、一層進行している。シラバスによる教育内容の監視統制が進み、私学においても、生徒減少に伴い経営の論理を優先するあまり、教育の自由・独自性など建学の精神が脅かされている。また、大学では、産学連携のかけ声の下、企業からの研究委託、企業との共同研究が奨励され、大学の基礎研究や真理探究の使命からは大きく後退している。人格形成に大きな影響を及ぼす高等教育機関の理念なき劣化は、本来子どもたちや青年が学ぶべき人類普遍の価値観に接する機会を遠ざける。そればかりではなく、政治経済に迎合する「科学」は、市場原理に貫かれた新たな神話を作り出し、今も人倫を惑わし、社会を混乱させている。

生涯学習の場においても、主権者教育が課題とされながらも、民主的社會を支える市民教育の意識は弱く、公民館活動や地域の教育文化活動に、自治的精神を養う目的をもった学びの活動はまだ希薄である。ここに、閉鎖的な地域の保守性の温床を見る。また、社会教育機関である公民館は、地域史の掘り起こしや郷土史研究の拠点となり、極めて具体的であり、重層的である地域史研究に、地域住民が草の根の地域史家となって参画する場とならなければならない。

さらには、生涯にわたり学び続ける学習権を保障する上で、何らかのハンディキャップから学ぶ機会を奪われた人々の学びの場として、教育機会確保法にもとづく公設の夜間中学を創設する必要がある。

さて、人権の世紀を開く重要課題は、障がいのある児童生徒が地域の中で共に学び、共に育ち、多様な個性を持った人として一緒に生きていく力を育むインクルーシヴ（包摂する・共に学び共に生きる）教育である。就学する地域の学校への人的サポート体制は先ごろ成立した医療的ケア児支援法の成立で次の段階を迎える。

金沢市では、障害者の権利条約、障害者差別解消法の求めるインクルーシヴ教育を支える条件整備を先駆的に進めてきた。それらは、保護者、支援者など市民の連携により実現した小中学校校舎への後付けエレベーター設置、学校看護師制度の導入、福祉と連携した通学移動支援の一部

事業化などである。これらの計画的整備の促進と、スタッフの正規化、処遇の引き上げはこれからの課題である。

他方、特別支援教育サポートセンターを整備するにあたり、小將町中学校特学分校を本校から分離し、中央小学校特学分校と一体でセンター内に配置する計画である。これは分離別学の強化であり、インクルーシブ教育からの退行と言わざるを得ない。方針の見直しを求めている。

教育条件・教育予算の現状は、教育における公費負担割合が、OECD加盟国中最低レベルを更新するというまったくお粗末な状況に甘んじている。欧米並の少人数学級への教職員配置は、遅々としているが、2021年通常国会において、実に40年ぶりに標準学級定数が引き下げられ、小学校において35人以下学級が、向こう5年をかけて実施に移されることになった。教育に関わる全ての関係者の悲願がようやく動き出した。必要な教員の配置、中学校への適用、教職員定数全体の抜本的見直し、金沢においては、学校図書館司書の全後背地、正規化も課題である。教育予算の大幅な増額を必要とする課題は山積している。

さらには、教員不足の背景と指摘されてきた教員免許更新制を見直す議論が中央教育審議会でもようやく始まった。この際、いたずらに教育労働者の主体性を奪う管理的手法は抜本的に見直ししてもらいたい。

金沢に自治の担い手に必要な普遍的な国際人道主義にもとづく学びを生涯にわたり保障する教育政策として、以下の諸点を実現させたい。

1. 国に先んじた少人数学級の推進
2. 給付型、無利子貸与型の奨学金制度の創設・拡充
3. 子どもを権利主体として尊重する「子どもの権利条例」の制定
4. 教育研究と授業研究に専念できる条件整備
5. 学校の教育課程編成権の保障確認と自主性確保
6. 全国学力・学習状況調査からの離脱
7. 学校における平和・人権・共生・環境教育（ユネスコスクール加盟の積極的活用）、市民教育（シティズンシップ教育 政治教育、労働教育、法教育をふくむ）の推進
8. 平和・人権・共生社会の担い手を育てる「国際人権大学校」の創設（大学との連携）
9. 「市民教育カリキュラム」により、地域公民館を「地域自治学校」に（政治教育、法教育）
10. 公設夜間中学の創設
11. 英語教育は国際連帯教育に再編成
12. 共生共学推進条例制定 障がいのあるなしに拘わらず地域の学校に就学する権利を保障
13. 学校図書館司書の全校配置、正規化と処遇改善ならびに学校看護師の正規化と処遇改善
14. 特別支援教育支援員など会計年度学校職員の正規化、処遇改善
15. 日中韓姉妹都市連携「歴史共同研究センター」設置（中国蘇州市、韓国全州市ほか）
16. 私学の教育の自由や独自性に学ぶ共同研究や交流の促進
17. 学校施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

第5章 市民の創造参加を保障する文化政策

～市民の文化的自己実現を～

広く文化は、生物としてのヒトを尊厳ある人間たらしめるものである。文化とは何かを問うとき、それは人間とは何かを突き詰め、存在の証をいかに表現するかを問うことである。その意味で、まさに文化は基本的人権に他ならない。日本国憲法は、これを「文化的生存権」と規定し、国、行政にその最低限の保障を怠ってはならないと義務づけている。

しかし、文化は、往々にして政治や経済に悪用され、権力あるものが人々を支配するための道具に貶められた歴史をも世界のいたるところで繰り返してきた。その意味では、国が「我が国の伝統文化の継承と尊重」を謳い、教育を中心にそれを強調していることには、ナショナリズム称揚の政治的意図を警戒しておく必要がある。権力に服さない者の文化こそ、文化の本質であり、文化は本来自由自在であるべきである。

文化政策を考えるに当たって、地方政府金沢は文化の権力支配を排する。そして、住民が文化を享受し、創造に参加する権利を保障する。この観点から、金沢における今日の文化状況とその問題点を明らかにしたい。

文化は、歴史的に創造され、歴史状況に影響されながら、今日に受け継がれている。金沢には、能登や全国各地で盛大に行われるようなエネルギーに満ちた土着の祭りがほとんど見られないと言われる。また、地域の産土（うぶすな）の神社の祭りも寂しくなったと言われる。そこには、一向一揆壊滅の上に前田の藩政が築かれ、厳しい農民統治を行った加賀特有の近世史を振り返っておく必要がある。百万石まつりの活性化も度々議論されてきたが、根本的な問題は、その歴史性の欠如にある。

とはいえ、加賀前田藩は、江戸幕府への恭順の意思を文化振興に込め、武家文化の華を咲かせた。この文化を生みだし、支えた人々は侍と共に町人であった。今日、伝統文化は、金沢のかけがえのない歴史的資産に間違いはないが、百万石の大藩を支えた生産者であった農民の文化や地域伝統に光が当てられ、掘り起こされ、十分に評価されているとは言い難い。

これらの時代の変遷を通じて、独特の響き、ニュアンスをもつ金沢弁も形成されたが、標準語という言葉の中央集権によりこれも失われつつある。さらには、文化としての言語を考えてみると、メディアから溢れかえる「広告」によって、日本語そのものの破壊が進行していることを痛感する。SNS（ソーシャルネットシステム）の急速な普及により、文字表現の短絡化も進んでおり、現代における言語文化のあり方に関して、多角的な視点からの議論が必要となっているのではないか。

また、近代以降の金沢でも、自由民権や労働者、女性解放の社会運動が展開されたが、それら民衆の文化が、「加賀百万石の伝統文化」と同等に評価を与えられているとは言えない。このように、社会意識までも含め広く文化状況を俯瞰すると、本来主体であるはずの住民市民の文化を再評価し、価値づける必要を感じるのである。

金沢を代表する近代の三文豪は、それぞれに記念文学館をもち、文化観光の拠点施設となっている。これら近代に生み出された作品に、帝国主義の時代状況からの影響、人間主義や反戦意識の観点から再評価を加えられないか。また中野重治の作品のプロレタリア文学のより市民的な認知なども期待されるところである。さらには、関東大震災時の朝鮮人虐殺を批判的に取り上げている竹久夢二など縁ある文化人の社会運動家としての側面の正当な評価や、宗教界の戦争責任の自己批判など、芸術・文学から思想・哲学までの幅広い分野で社会的再評価が必要である。ここからは、市民社会の主体である市民の創造参加を保障すべき文化行政に関して、問題を整理したい。

その第1は、「二階から謡が降ってくる」と表された伝統文化・芸能の継承そして参加である。金沢は、稽古事としてそれらをたしなむ市民人口の裾野は広がった。青年や子どもたちに継承する後継者育成の諸施策も細やかに採られてきた。今日では、外国人市民の増加や新幹線開業後のインバウンドの急増により、金沢文化の世界発信は大きく進展した。こうした流れが上滑りに終わらず、地域に根づいた技能継承や後継者育成を行うには、伝承する側の担い手の養成や確保、楽器等資機材の確保、稽古場所の確保に課題が多い。多様な文化的体験を持ち、旺盛な活動意欲をもつ団塊世代など市民の総参加の体制をいかにつくり出すか一層の工夫が必要である。

一方、伝統文化イコール金沢の文化とのステレオタイプの文化観に対し、新たな価値観を伴った文化が認知されてきている。近年、「アウトサイダーアート」に光を当て、障がいのある人の芸術的才能を引き出し、その創造性に市民が触れる場が拡大している。さらに、文化のインクルージョンを推し進めたい。他方、文化における権威主義的な枠にとらわれないサブカルチャーやストリートパフォーマンスに、政治的批判精神や政治参加の意思を表現する若者世代の主体が、金沢にも登場している。多様な文化の展開に共感したい。

第2に、文化関連施設という公共空間を保有し、その運営に当たる文化行政当局の問題である。

文化の主体、創造者はあくまでそれを生み出す市民である。行政は、文化活動は市民の権利であることを深く理解し、市民の創造活動の場をいかにして公共的に保障するかが自らの責務と自覚した管理運営を行えなければならない。そのセンスに乏しく、硬直的管理的対応が目立つとの批判は未だ絶えない。住民参加の運営方式を磨くことは大きな課題である。

第3に、歴史の集積としての広い意味での文化を記した公文書や古文書さらには価値ある私文書などの不適切な散逸を防ぎ、市民の共有財産とし、より良き地域市民社会建設に活用するしくみである。金沢でもようやく、公文書館が、2022年4月こども図書館の改築に伴いその地下フロアに開設される運びとなっている。すでに、本年3月の定例会議で公文書管理条例が制定されている。行政が、行政施策の合目的性、執行の正当性、結果の当否について、主権者住民の評価に情報を開示するのが、本来の説明責任である。時代をまたぎ、地方行政の統治を根拠付け、記録した公文書を収集し、管理、公開、供用することは、根本的な情報公開であり、広く文化としての行政行為総体の説明である。行政の恣意的統治を排し、市民の知る権利に応える「歴史資料情報センター」としての機能を発揮させなければならない。

第4は、市民の文化創造の拠点である金沢21世紀美術館と金沢市民芸術村の存在と役割である。金沢21世紀美術館は、開館以来17年間、世界的にも注目され、金沢の新たな文化観光の

拠点として欧米からの誘客にも大きな力を発揮している。21世紀美術館は現代アートの展示館であるが、展示作品や企画展、諸企画を通じ、既成概念を壊し、創造の革新性とは何かを市民と共に深く思考する場である。この革新の思想の土台には、戦争と植民地支配という負の歴史を克服し、戦争の違法化、人間の解放、平和と共存の世界を生み出そうとするヨーロッパの時代精神があることを見落としてはならない。その意味では、フランスのルーブルやポンピドゥー美術館などとの連携やユネスコ創造都市ネットワーククラフト分野加盟を生かし、市民社会における平和と人権の思想を金沢市民が体感する美術館運営が求められる。

一方、金沢市民芸術村は、山出元市長の卓見から生まれ、歴史的建造物を活用した市民の芸術文化活動の拠点施設である。24時間開放されているミュージック、アート、ドラマ各工房は、幅広い年代層の地元パフォーマーの活動で隙間なく埋まり、全国からの注目を集めてきた。その運営にあっては、指定管理者である芸術創造財団自主事業が、ディレクターの中央指向とあいまって、市民の表現活動を疎外しているとの批判が根強い。芸術村設立の理念である「文化における市民自治の試金石」が形骸化しているのである。

こうした問題提起もあり、今日、例えばドラマ工房では、地元アマチュア劇団が連携し、地域の演劇活動に自主性と市民的公共性をもたらす金沢版「リージョナルシアター」の取り組みが進められている。市民芸術村の存在意義は、まさに芸術ジャンルを超え、地域住民が表現主体となり、文化の創造者としてつながりあう場となることにある。地域住民が受け手から投げ手に転じ、共に支え参画する芸術村運営に斬新で大胆な発想が持ち込まれることを歓迎したい。交通アクセスの改善や地域分散したサテライト施設の拡充など課題の解決が望まれる。

しかしながら、こうした市民の主体的な演劇文化活動にも、新型コロナ禍による影響が及んでいる。入場制限や開催自粛による財政的困難に直面しているが、こうした危機にあつての行政支援が立ち遅れていると訴えられている。

第5に、演劇文化のすそ野を形成してきた中学校の演劇活動の衰退問題を見ておきたい。オペラがそう評されるように、演劇もまた総合芸術である。教育の課程、また生徒の自主活動を通じ、子どもたちが演劇に親しみ、人間形成を果たすとともに、文化的裾野を広げる役割を果たしてきたのが、中学校における演劇部活動である。ところが、金沢の中学校演劇部が激減し、その活動は壊滅的状况にあると言われている。演劇鑑賞教室も廃止された。こうした極端な状況は北陸の他自治体では見られない現象である。市民活動では、長年の歴史を持つ児童劇団や芸術村ジュニアクラブ、キッズミュージカルなどの活動が展開されているが、公教育における演劇活動の衰退は、負の影響として補完できないものである。「この12歳から15歳くらいの時期に、「見る・見られる」、「演じられる空間における物語表現の暗黙の了承」、「主体的の読みとる」という経験が欠落してしまう状況は、文化都市金沢にとって大きな損失である。」「演劇の行為を人生の糧として続けることができる豊かさ。」「中学校演劇部の衰退は、まちの将来のための文化的危機がそこに顕在化している。」。このように、その危機意識を市内演劇人が吐露している。

文化活動分野の予算の偏在や学校での学力偏重教育も影響しているとの指摘もあり、金沢市教育委員会との問題意識のすり合わせも必要である。その再興に向けた施策は、演劇関係者を交えた協議の場をつくりだすことから始めたい。

第6に、現市政は、「スポーツ文化」の称揚と国のスポーツツーリズムに基づくスポーツ観光ビジネスに注力している。これを否定するものではないが、スポーツを利用した大衆操作、ポピュリズムには、注意を向けなければならない。行政が主導し、大手広告代理店が中核を担い、地域団体が動員される体制で行われてきた金沢マラソンには、行政によるソフトなスポーツ動員の典型を見る。

私たちは、スポーツ文化とは、スポーツを通じた自己実現であると同時に、権力に操作されることを良しとしない自立的な市民社会を醸成するものだと考える。金沢に於けるスポーツ文化のあり方は、大いに議論される必要がある。

最後に第7は、市民の意識である。ヨーロッパでは、音楽でも演劇でも都市の数ほど劇場がある、また博物館があると言われる。しかも、その多くは公共が保有し、管理している。当然、それらの維持費や運営費用は公金であり、税金の支出を市民が了解していることになる。これによって、市民は、身近で手軽に芸術に親しむことができているわけである。このような歴史的な文化環境でオペラもオーケストラも、劇団も育ってきたのである。「文化都市金沢」と評される金沢には、比較的公共の文化施設が多いとも言われる。では、この金沢の市民にそうしたコストを冷静に判断し、それに同意するコンセンサスが広くあるのだろうか。あまり議論されてはいないと思われる。文化拠点を市民が支え、自分たちの共有財産としてのあり方に共通意思があることが、市民の文化創造への参加の重要な要素であることを確認しておきたい。その意識からは、民間の文化ビジネスと自治体の文化行政との不適切な関係への批判的な態度が醸成されるはずである。

今日、全国で公立図書館の民間委託に象徴される文化の民営化手法が拡大している。その過程で、民間図書流通会社の全国シェアが大きく拡大している。本市の文化施設は、行政の直営か、本市外郭団体による指定管理が主流であるが、効率主義、集客主義と商業主義により、文化の本来の公共性が損なわれる事態は招いてはならない。新自由主義が利益を最優先して文化を支配する時代状況である。金沢においても、いつまでも例外であるとは言えない。

以上の状況認識を土台に、市民の創造参加を保障する文化政策として、以下の諸点を実現させたい。

1. 民衆史の観点からの一向一揆と農民文化の歴史的研究の推進
2. 公共文化施設の管理運営に市民・地域住民が参画する新たなしくみの構築
3. 金沢21世紀美術館にユネスコ精神ならびにSDGs発信の部門を設置
4. 金沢市民芸術村にリージョナルシアター支援機構の設置。交通アクセスの改善、市内他地域でのサテライトの設置。市民自治の観点からのディレクター制度の検証と運営体制の再構築。
5. 移転する金沢美術工芸大学に舞台美術、コンテンツコースの開設を検討
6. オーケストラ・アンサンブル金沢のまちなか演奏、「市民コミュニティコンサート」連携
7. 伝統芸能に特化しない子どもの文化継承、文化活動支援事業の創設
8. 市民が供出する邦楽器、洋楽器の市民的シェアのしくみの構築
9. 中学校演劇鑑賞教室の再開、演劇部活動の再興

そのための、市民演劇人が参加する仮称「かなざわ豊かなげきのまち法人」の設立

10. 学校教育から社会教育までを結ぶ文化継承発展教育金沢モデルの開発
11. 空き家を利活用した地域の文化活動スペースの全市的確保
12. 公立図書館の直営堅持と市内北東地域への図書館設置
13. 情報記録資料センターとしての公文書館の設置と民主的運営
14. 金沢マラソンの検証。市民主体の「スポーツ文化」の醸成施策への転換

第6章 豊かな成長を支え合う子育て政策

～地域社会を人間の基礎を育む結いに～

これからの持続可能な社会にとって、喫緊の課題は少子化対策であると言われてきた。しかし、結婚し、子どもをもうけ、育て上げる営みは、行政的な課題である前に、自己選択と自己決定を前提とした人間としての当たり前の権利である。その権利を十分に保障しない社会の状況に目を向けなければならない。

少子化の最大要因は、後に詳しく述べるが、若者の雇用の非正規化による貧困にあると言われている。金沢とて例外ではない。生活の不安定さは、晩婚の傾向を生み、子育て費用への不安感から、多子の出産を思いとどまらせる。

子育て世代は、経済格差が進行する中で、家計収入が低下している。核家族では、それを補うための不安定な共働きがほとんどで、子育てと労働の両立に重い負担を強いられ、子育て家族が孤立させられている。貧困と子育ての自己責任が放置されれば、次世代への「貧困の連鎖」は一層深刻化し、児童虐待や育児放棄が深刻化することを懸念せざるを得ない。

父親の育児参加の意識は向上してきたが、母親に負担がしわ寄せされている状況は変わっていない。社会全体で子育てを支えるしくみを充実させることが急務である。労働におけるとりわけ女性の地位と待遇の引き上げ、子育て世代の長時間労働からの解放、育児のための休業制度の拡充などがその土台として喫緊の課題である。

今日、ファミリーサポート事業や子育て広場事業など、行政による子育て支援施策は多様に展開されているが、企業においても「子育てに優しい企業」「イクボス宣言」など雇用主の子育て環境への配慮の取り組みが進められている。これを労働者の権利保障の立場で、より促す必要がある。さもなくば、子育ての「外注化」、「行政請負」に終始し、子育ての営みに深刻な歪みをもたらすことを懸念する。

全国的な問題となっている保育所（園）待機児童については、金沢市においても、地域によっては実際には待機児童が出ている状況にある。地域によっては、希望する保育所（園）に入所できない児童を他地域の保育所（園）とで調整している例は少なくない。地域偏在は強まっている。対策として、定員の緩和、民間の保育事業者の参入が一部に始まっている。病児、病後児保育の受け入れ態勢は、制度化は進みつつも、未だ脆弱である。

保育所（園）・認定こども園にある課題に目を転じると、保育の担い手である保育士・保育教諭

の確保、責任の重い職種でありながら、低賃金に置かれている処遇の改善が必要である。そのために、民間保育所（園）への運営交付金の見直しも必要である。また、施設面では、耐震補強や老朽化による建て替えを支援する補助制度の充実も課題である。

私たちは、これら制度や施設に関する諸問題に加えて、子育てや保育に対する考え方に根元的な課題を見いだしている。それは、保育を教育の下に位置づけ、保育を早期教育に置き換えようとする考え方である。「幼保一元化」においても、保育を幼稚園教育に近づけようとする制度思想になって表れている。この流れに沿って、読み書きの導入、英語を含む教育型カリキュラムを導入する保育所が広がっている。保育における能力主義の浸透である。しかし、このことは、人間としての心身の基礎をゆっくりと形成しようとする幼児にとっては、大きなマイナスにもなる。

保育所（園）は、何よりも、子どもが安心して過ごし、思い思いにゆっくりと成長できる場所 でなければならない。とりわけ「遊び」は、子どもが本来的に持っている興味関心の発露であり、他者や物事に積極的に働きかけかけ、心身の発達を促す無自覚の運動である。また、「遊び」は、社会意識を芽生えさせ、試行錯誤を通じて人間関係を紡ぐ場でもある。意思を持ち、子どもなりに表現する体験を重ねさせる。さらには、子どもは「遊び」の中で、危険予知の力を身につけ、対処の智慧を磨く。「遊び」は、子ども自身の中に知的好奇心を育み、科学的探求心へと高めてくれる。まさに、今流行のテレビゲームやスマートフォンの世界とは対極にある。けがをも経験して子どもたちはたくましくなる。この点で、親の意識改革も必要である。

このように、人間としての土台を形成するために不可欠な「遊び」が、今、子どもたちから奪われている。「遊び」の場を奪い、これを早期教育に取って代わらせることにより、子どもは常に大人の管理下に入り、小さな大人となることを要求され、成果を求められる存在になっている。日本の児童生徒が、世界で際だってうつめ傾向が強いとされるのも、子どものもつてうまれた育ちの順路を無視した能力主義に起因していると言われているのである。私たちは、大人の責任において、子どもたちに「遊び」を取り戻すべく、保育、子育てにおける「遊び」の再評価を行い、「遊び」の空間的・時間的保障に努めたいと考える。

人間としての土台形成という点では、食環境の見直しも必要である。

食の安全安心を図り、適切な食事によって心身の健全な成長を保障することも大切である。アレルギーとの因果関係が研究されている食品添加物・化学物質による汚染食材、放射性物質の内部被曝などから子どもを守らねばならない。また、ファーストフード依存などの食習慣を是正する意識を育てる側が持つことも重要である。

現代、全国的に、核家族化と地域コミュニティの消失が、子育て家庭の孤立化を招いていると指摘されている。その中で、子育てのストレスに耐えきれず、育児放棄、児童虐待の問題が後を絶たない。伝統的な地域コミュニティが残っているとされる金沢でも、そうした傾向は進んでいる。子育て家庭を温かく包み込み、子育て経験を交流し、地域の子宝として地域住民が子育てを支え合う現代の「結い」とも言える「子育てコミュニティ」を醸成したい。

この「子育てコミュニティ」は、違いのある多様な人々が共に暮らす場である。障がいのある子ども、外国籍の子どもも分け隔てなく共に育ち合う意識と環境づくりを進めなければならない。また今日、性別や性自認を問わず、育児休業など子育て支援施策が講じられるべきである。

保育所、放課後児童クラブにおけるインクルーシブな子育て支援のための財政措置、福祉の垣根を越えた総合福祉の中での子育て支援など、制度改革も重要課題である。

この間、「認定こども園」をはじめ子育てに関する制度改革が進められた。幼児教育・保育制度からこぼれ落ちる子どもをなくするための制度改革は必要であるが、そこに新自由主義的な効率化論、営利主義の市場化を導入しようとする意図を見る。あくまでも、子どもを育てることを支えるしくみは公共的でなければならない。

私たちは、幼児期の子どもたちの生活の豊富化と子どもひとり一人の尊厳に寄り添う保育観・保育方法の転換を目指したい。そのためにも、保育と医療・保健分野の連携を促進させ、過重労働が指摘される保育士・保育教諭の負担を軽減できる環境を整えなければならない。

今日、社会の劣化による貧困の連鎖、家庭の崩壊などにより、成長と学びの場を奪われる子どもが後を絶たない。今ほど、福祉と教育が領域を越えて連携し、子どもたちを救い、支える施策の強化が求められているときはない。

以上の問題意識を基本に、以下に具体的な施策を挙げておく。

1. 子どもの自主性と社会性を育む子ども主体の保育の推進、そのための保育観と保育方法の刷新、研修体制の構築
2. 「森の保育所」「農場保育所」の創設
3. 子どもプレーパーク（冒険遊び場）の設置
4. 子育て世帯をつなぐ「やわらかな子育てひろば事業」の推進
5. 育児保障企業へのインセンティブ制度の拡充
6. 性別・性自認を問わない育児休業制度の確立
7. 保育士・保育教諭の正規化・処遇改善
8. 保育所（園）の設置基準の引き上げ
9. 保育所（園）運営交付金制度の見直し
10. 金沢市統合保育要綱の全面改定（インクルーシブ保育へ）
11. 保育と教育をつなぐ教育プラザ富樫における意識改革・機能強化・機関連携の強化
12. 放課後児童クラブ職員の身分確立、処遇改善、障害児加配の拡充
13. 食材の放射性物質を事前検査する「市民の放射能測定室」の（地域）設置
14. 空き家などを活用した「子育てコミュニティ」の導入
15. 18歳までの子どもの医療費窓口無償化制度（再掲）

第7章 働く権利と所得を保障する労働政策

～金沢にディーセントワークによる人間らしい暮らしを～

労働は、すべての富の源泉であり、社会存立の基盤である。また、労働者にとっては、賃金は労働力の再生産のための原資であり、生活の基礎である。そして、何よりも労働は、人間を人間たらしめる営みであり、人間としての自己実現そのものである。従って、労働政策において、私たちは、尊厳ある労働（ディーセントワーク 1999年第87回ILO総会）がすべての市民に権利として保障されるよう、最善を尽くすことを基本に据える。

今日、グローバル化した新自由主義は、世界的に、労働規制の緩和撤廃によって、資本の労働コストを引き下げ、労働力の流動化を加速している。

日本においても、安倍政権時代に3割の税負担軽減を受けたといわれる大企業を中心にいまや内部留保が480兆円を超え、億万長者が増加する一方、貧困への転落が加速している。地域経済にも波及する社会構造の格差とゆがみは、金沢においても可視化できる。

そこで、金沢市の貧困格差の実態に関して概観しておきたい。『金沢市統計書』によれば、調査産業全体平均名目月額平均賃金は、2006年に357,028円であったものが、2008年のリーマンショックを挟み、2015年北陸新幹線金沢開業を経て、2018年には、342,117円と下落している。月額平均約1万5千円、年収にして実に18万円の減収である。しかも、欧米諸国が軒並み賃金上昇する中、ひとり日本の実質賃金は低下していることから、金沢における年収低下は、実質生活においては一層厳しいものとなっていると見なければならない。

業種別では、小売業で月額賃金177,000円余、宿泊・飲食業従事者の賃金は167,000余円から201,000余円と他業種に比較して低額であるが、新幹線開業後のホテルラッシュやその他の観光関連小売業に従事する労働者の賃金が低いことを裏付けている。

今回の新型コロナ禍は、この業種を直撃している。

また、「RESAS 地域経済循環分析」によれば、2010年と北陸新幹線開業年2015年との比較では、来街者により金沢圏域での消費支出が増加したものの、平均所得の全国順位は676位から731位にむしろ低下している。これは、全国消費実態調査結果での市民の「消費の手控え」が高い数値であることを裏付けている。なお、これにはひとり世帯のデータが含まれていないことも留意しなければならない。

「息子の年収は200万円。統計データのとり方は疑わしい。」「若年世代が多い非正規職では、家のローンも車のローンも返す当てがないから保有は考えられない。」など生活実感からの貧困を指摘する声は少なくない。

この核心にあるのは、「労働ビッグバン」すなわち労働の規制緩和撤廃政策である。日本においては、小泉構造改革で本格化し、2008年のリーマンショック直前では、所得格差は計測不能とも報道された。経営者は、一般労働者の44倍もの高額所得を得ているとの報道もなされたところである。労働の規制緩和は、労働者派遣法の全面化をはじめ、期限付き雇用、パートなど非正規雇用への急速な置き換えの形をとって進行してきた。今や、全就業者数に占める非正規労働者の割合は実に40%に達し、若年層や女性では50%を優に超えていると統計が示している。

2012年末の再政権交代以降今日まで、若年労働者を使い捨てにする「ブラック企業」問題が表面化してきた。さらに、政府は働き方改革関連法案の中で、2018年、高度プロフェッショナル

ョナル制度の導入を強行した。一定の年収要件（年収 1075 万円）を満たし、高度の専門知識等を有する労働者を対象に労働時間に基づいた制限を撤廃する制度である。高度プロフェッショナル制度では、時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払い義務等の適用を除外する法的効果を有する。裁量労働制こそ頓挫してはいるが、派遣労働の期限撤廃などの労働規制緩和が経済再生戦略として実行に移されてきた。今後は解雇の金銭解決制度の導入が目論まれている。こうした規制緩和による雇用の不安定化、生産性向上の名による長時間労働が社会問題となった過労自殺の背景である。

他方で、民間派遣業者や人材コンサルタントが再就職支援事業に参入し、資格取得の専門学校などを通じ、貧困対策などの社会政策に位置づけられる「中間的就労」から合法的に利益を得る動きが広がっている。これらは、事実上の職業斡旋の民営化である。

こうした状況に拍車をかけたのが、新型コロナウイルス感染症拡大による失業問題である。2021年12月に厚労省が発表したデータでは、新型コロナウイルスの影響で仕事を失った人は、見込みも含めて7万8000人余りに上る。業種別でみると、製造業、飲食業、小売業、宿泊業、そして労働者派遣業が続いている。こうした状況は、石川においても顕著で、既に本年度の初めには、金沢市内で派遣更新が受けられず住まいまで失った当事者の駆け込み相談が発生し、市内の民間シェルターでの一時保護する事例も増加した。石川労働局の発表では、本年2021年1月の雇用失業情勢について「注意を要する状態にある」と基調判断を示した。2020年度の離職者は29,000人と対前年度比2,000人増加した。昨年5月に1倍を切った正社員有効求人倍率は、12月によく1.04に回復したものの、南加賀を中心に停滞傾向にある。とりわけ、休業、閉店などにより解雇が相次いだ宿泊飲食業関係では、1月の新規求人数は昨年同月比52%も落ち込んでいる。

全国的に仕事を失ったパートやアルバイトなど非正規雇用で働く人は、昨年5月以降、見込みも含め3万7460人とされているが、懸念されるのは、116万人の非正規労働者の多くが、統計上は『非労働力化』し、現在で220万人と数えられる休業者の今後である。新型コロナ特例雇用調整助成金制度が大企業にも適用する動きがあるなか、助成金がパンクしたときに起こる失業の爆発が危惧されている。

今日、「働き方改革」は、構造的な労働力不足対策ともあいまって、自治体の課題として取り上げられている。国連の持続可能な開発目標（SDGs 政策）として前面に出す動きともなっている。しかし、これが企業や自治体のイメージ戦略や労働生産性を上げるための方便であってはならない。基礎自治体の地域労働政策には、限界もあろうが、金沢市としても、基本的人権である労働基本権の崩壊に歯止めをかけ、働く権利を保障するための地方自治体としての規範を示し、尊厳ある労働を金沢の地域で実現する責務を官民で連携し果たしたい。その基礎に、私たちは「共同労働」の概念を据え、労働における資本・経営との対等性、人間性の回復を果たしていきたい。

産業政策で詳しく述べるが、2022年10月施行の「労働者協同組合法」を活かした出資と労働の一体化による「尊厳ある労働」を市として推奨し、労働者が主体的に産業を支え、労働を基礎とした連帯型の地域社会を構築したい。

1. 金沢市および公営企業等市関連事業所において、非正規雇用を正規雇用に転換
2. 公契約条例の制定（公共事業受注によるワーキングプアをつくらない賃金水準を契約化）による所得保障
3. 公共政策による緊急雇用と安定雇用の創出
4. 市役所関連全部門における実効性ある「パワーハラメント、セクシャルハラスメント」根絶計画の推進
5. 官民によるディーセントワーク（尊厳ある労働・働き方）推進会議の設置
（最低賃金引き上げ、同一価値労働同一賃金、雇用の正規化、障がい者、女性、高齢者等社会的弱者の雇用、労働における人権保障、共同労働の概念と仕組み）
6. 「ブラック企業」を許さない市行政と市民による監視制度の導入
7. 外国人労働者の相談体制整備と権利保障
8. 「新しい働き方」によるテレワーク、AI、IoT 導入による労働疎外問題を注視
9. 労働組合組織化促進
10. 労働・法教育の推進

第8章 市民の自治を保障する市民協働政策

～情報公開と市民参画、住民参加型予算制度～

憲法が、本来的に要請している地方分権は、1999年以来、4次にわたる地方分権改革（一括）推進法の制定によって、今日まで推進されてきた。これは、戦後にも引き継がれた中央集権的な国と地方の関係を、役割の分担と対等な関係に改め、地方で担うべき事務は地方の裁量で行えるようにし、そのための税源を地方に委譲するものである。このことについては、第10の課題で改めて詳述したい。

ところで、地域住民に最も身近な基礎自治体は、住民に必要な諸事業の提供者であるに止まらず、条例制定や予算決定を通じ、地域住民の生活を左右する政策・施策を決定し、執行する権力機関でもある。主権在民の憲法理念に基づけば、地方自治体の意思決定にいかんして住民・市民が参画し、納得のいく豊かな地方政治を実現していくかが追求されなければならない。自治体の力量は問われるが、自治体（議会）を選挙で選び信任する住民市民の姿勢もまた問われるわけである。

地方自治体の基本原理は二元代表制度にある。直接選挙で選ばれる首長部局と、同じく選挙で選ばれる議員によって構成される合議体としての議会が並立し、それぞれが執行権と議決権をもって相牽制し合うことから、住民意思による民主的な自治体運営が期されている。従って、市民協働は、議会への市民意思の反映であり、首長部局への市民意思の反映をも指している。

金沢市議会は、2013年3月議会において、金沢市議会基本条例を制定した。その責務について、前文で、以下のように宣言している。

(前略) 議会と市長は、それぞれ異なる権能を有しながら、相互に対等な立場で、常に緊張関係を保ちながら市政を運営していくことが期待されている。議会は、市の意思を決定し、行政を監視する。市長は、行政の執行権者として、市政の推進を図る。ここに、地方自治における議会制民主主義の根本原理が示されている。

近年、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限が拡大している中で、議会は、多様な意見を反映し、より存在感を持った議会として、更なる充実と強化が求められている。

金沢には、500 有余年にわたり独自の自治の精神が受け継がれている。(中略) 今日、地方自治の確立が改めて求められている状況下において、更なる議会権能の強化を求める声の高まりを真摯に受け止め、本市議会は議会改革の一層の進展を目指すこととした。

ここに、市民の代表者たる議員により組織する議会の使命を深く自覚し、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにするとともに、将来にわたり市勢の発展と市民福祉の向上を図るため、全力を挙げて市民の負託に応えることを誓い、この条例を制定する。

—引用以上—

この議会基本条例に基づいて、金沢市議会は市民に開かれた議会改革、議会権能の強化にとりくんできた。私たちは、議会における情報公開、監視力・審議力・政策立案力の向上、住民市民への報告、意見聴取などを求め、議会、議員の活動を厳しい目で見ていく必要がある。また、それらの結果として、議員を選ぶ際の判断力を住民自身が高めておく必要があるのは言うまでもない。

また、このような議会改革を全国的に促した背景には、議会への不信感があったことも事実であるが、その延長に市民の間には議員定数の削減や、議員報酬等の引き下げを求める声がある。しかし、私たちはそのような立場を取らない。議会・議員は、地方における住民自治の主要な機能である。平易な言い方では、住民にとっては、自治の道具であり、首長独裁を牽制する民主的な武器ということもできる。安易にそれを削減して機能を低下させたり、報酬引き下げで高所得者資産家からしか議員が生まれぬようさせてはならない。市民生活をカバーできる適切な議員定数を確保し、適正な報酬、処遇を保障することにより、議会・議員が住民市民のために専心活動できるようにすることが重要であるからだ。そして、住民は、その責務を果たせる有資格者を見極め、選び、選んだ責任において、議会にも意見反映に努める責任を果たすのである。

さて、二元代表のもう一方の首長部局、すなわち行政である。この行政に対しては、地方のエリート官僚制度の性格を色濃く持ち、多様な住民の意思を排除したところで、行政権力を行使する悪弊が指摘されてきた。本市においても、2005年4月より、「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例(市民共同推進条例)」が施行され得ている。しかしその形骸化を指摘しておかねばならない。

その典型として、各種審議会や諮問会議が行政の都合の良い人々で占められ、行政の意向を追認してお墨付きを与える役割を果たしてきた。また、また、パブリックコメンは、アリバイ作りとして矮小化され、時には、行政の意図を追認させる誘導役割を果たす傾向がある。

これに対し、多様な意見を反映する専門分野の委員の選任や、一般公募の拡大などで民主的な風通しを良くする改革が求められてきた。また、情報公開制度の適正な運用によって、行政情報

を市民に開示し、市民が施策や市政運営に意見が述べられる条件整備を促してきた。しかし、とりわけ市民にとって重要な、政策形成過程での情報開示や異議を申し立てる市民意見の聴取には後ろ向きである。市民サイドからの批判や問題に対する責任追及には、官僚機構特有の自己保身の姿勢が表れることがある。

本市においてもこうした行政の閉鎖性が未だ十分に払拭されていないことに鑑み、行政としての意思形成過程である政策の企画立案過程やその実施評価に関して、より市民の意見を反映させる新たなしくみを導入することが必要である。それは、行政分野ごとに設置する市民委員会（仮称）であり、市民評価委員会である。さらに、活発化する市民活動と日常的に連携する行政パートナーシップの形成である。

ところで、行政運営を支えるのは、言うまでもなく予算である。この予算編成に市民の意見を反映させるしくみとして、住民参加型予算制度を導入したい。古くは姉妹都市のポルトアレグレ市、国内では、2000年代初頭にニセコ町が自治基本条例の制定と共に導入して話題となった。朴元淳市長時代の韓国ソウル特別市においても、住民参加型予算制度が実施され、予算編成の透明性、公共性の向上に資している。

他方、金沢固有の地域住民組織として町会制度がある。地域社会活動の基礎単位であり、ご近所の相互扶助で、暮らしを支え合う役割を果たしてきた。今日、この地縁が薄まり、住民の孤独化や孤立化が問題になっている。

地域コミュニティの再生が課題とされる中、私たちは、その民主性の確保に課題を見いだしている。それは、「行政の下請け」との揶揄に加え、町会の中には、同調圧力によって、自由な意見表明を押さえ、特定の政治勢力への支持を事実上強要して集票マシーンの役割を果たしてきたことである。町会の活動が、政治信条、思想表現の自由を侵害し、特定の政治的指向を住民に強要することがあってはならない。この間、市の行う公金支出と地域コミュニティのコンプライアンス確保の課題がいくつも表面化してきた。本市の公正適正な監督責任を問う住民の声も上げられている。住民の意識改革も必要である。

町会などの地縁組織は、住民自治と民主主義の実践の場である。多様な意見を尊重しながら、政治的な素養も身につけ、地域の自治力が高まる活動は重視しなければならない。

今日、金沢においても伝統的な地域コミュニティに加えて、NPOなど多様な市民活動団体が課題ごとに活発な活動を行っている。「新しい公共」とは、こうした活動に負うところが大きく、その団体間の交流連携を市がそのセンターとなってコーディネートする役割を果たす必要がある。

本市は、先に挙げた市民協働推進条例の下、市民協働推進計画を策定し、あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまちづくりを目標に掲げている。協働をすすめる市民団体登録制度、協働をすすめる市民会議の設置、協働のまちづくりチャレンジ事業などが、展開されている。

これに加え、学生のまち推進条例を制定し、学生のまち市民交流館を拠点に学生の自主的活動を支援するとりくみが進められている。この拠点施設に、2018年10月、市民活動サポートセンターが暫定設置されている。ただ、この15年間の金沢の市民活動の経過について、内部からの厳しい総括も表明されている。

1997年に箕面市で始まった市民参加条例は、1999年の地方分権一括法制定を背景にし

ながら、野党への政権交代を機に「新しい公共」を確立する住民自治運動へと発展した。その担い手としてNPOは雨後の竹の子のように拡大した。一方、2012年末再度の政権交代後は、「共助社会構築」が強調され、新自由主義的な再編成の下、効率化に資する行政改革の一環としての市民活動、即ち、行政の下請け化やコミュニティビジネスに傾斜した市民活動へと変質してきたとの指摘がある。

本市においても、市民活動に関わる事業が、市民の自治意識の醸成に有効に機能しているのか、広範に行われている市民の自主活動に対し、公平で納得できる対応がなされているのか、課題が多いとの指摘も寄せられてきた。学生支援においては、学生の真の自主性、自律性を尊重し、市民意識、社会意識、政治意識を高める場と成り得ていないとの当事者からの批判も耳にしている。

こうした課題の克服に向けて、活動の集積と生活の場である地域での相互連携が重要となっている。金沢に真の意味での自立した「市民」を生み出すために、市は、行政当局の都合に拘泥することなく、積極的意識的に「市民」の誕生を促す協働政策を実施すべきである。また、自治精神を獲得し、共有連帯する市民の主体的な活動を新たに構築したい。

そうした観点から、以下の施策を進めたい。

1. 市民と熟議する政策形成過程の確立（金沢くるま座会議の創設）、「市民の声」の制度化としてパブリックコメントを強化、情報公開の徹底
2. 各種審議会の見直しと行政市民委員会の創設
3. 地域コミュニティを基礎とする住民参加型予算制度の創設
4. 市民活動の自律性を強化拡充する住民自治学校の創設
5. 公金支出の公正を担保する監査体制の拡充強化、
6. 「市民活動サポーターセンター」の本格設置と住民の拠り所となる地域に根ざした運営体制の確立
7. 金沢まちづくり学生会議における学生の主体性確立
8. 市民活動交流会議の設置
9. 姉妹都市との市民活動交流事業の創設
10. 市有公共施設・空間における市民による共有施策推進
11. 「記録資料センター」としての公文書館の民主的運営（再掲）
12. 二重課税・税外負担の解消、住民参加による「金沢方式」の見直し

第9章 環境と共に「生きる」を支える産業・脱原発エネルギー政策

～3. 11以後のそしてポスト新型コロナ時代の生き方・地域経済～

世界は頻発かつ激烈さを増す気候変動への対策にもはや一刻の猶予も許されない危機的な情勢を迎えている。気温、海水温の上昇は、熱波の襲来、記録的な集中豪雨と大規模な洪水被害、海

面上昇と台風の巨大化、山火事の大規模化など日本においてもかつて経験しなかった異常気象が常態化していることを実感する。気候の変動は、災害にとどまらず、食糧生産を支える農水産業に深刻な影響を及ぼすとともに、動植物の生態系をかく乱し、生命種の急速な減少をもたらしている。新型コロナウイルスなどの新たな感染症パンデミックの背景にこうした気候変動の影響が指摘されるに至っている。

こうした地球大の危機に対し、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においてパリ協定が締結された。一口で言うなら、「温室効果ガスは世界のみんで削減していこう」との合意である。画期的な出来事であった。産業革命前からの気温上昇を1.55度から2度以内に抑えるため、2050年には二酸化炭素の排出と吸収をプラス・マイナス「ゼロ」にすることを目指す。

これをエネルギー市場の面からみると、気候変動対策がエネルギー市場の非化石化を促し、環境保全型(ESD)投資を飛躍的に拡大させることになる。脱炭素、再生可能エネルギーは世界中から求められる価値あるものとなる。米国バイデン政権はこの世界の潮流に乗り遅れまいとパリ協定に復帰し、前菅政権は遅まきながら、カーボンニュートラル政策(2030年に2013年比CO₂46%削減目標)へとかじを切った。

本年10周年を迎えた3.11福島第1原発過酷事故は、自然環境と調和し、命を疎外することのない持続可能な産業とそれを支えるエネルギーへの転換を私たちに求めてきた。福島原発事故の真因は未だ明らかにされず、十万人近くの人々が未だ帰還の展望なくふるさとを追われ、被災地で暮らす子どもたちは健康障害の発生に不安の日々を送っている。

にもかかわらず、政府は、現在策定中の新エネルギー基本計画に相も変わらず原発を22%のベースロード電源として位置づけ、停止中の原発の再稼働の拡大を意図している。全国の住民に広がる「脱原発」の悲願を金沢市としても受け止め、環境と共に「生きる」を支える産業・脱原発エネルギーの一体政策を実現したい。

一方、生活様式の変化とグローバル化によって、地域の伝統的産業の地位は低下し、中央の大手資本が参入を加速化する中、産業の全国一律化が進んできた。これにより、地域経済圏から域外へと富が流出し、地域経済そのものが縮小衰退に向かっている。金沢においても、金沢らしさを特色づけていた伝統的産業が困難に直面し、ものづくり条例やユネスコのクラフト創造都市ネットワーク加盟の下、行政の支援を受けながら、再生を図っているが、苦闘している状況にある。

他方、工業団地造成に巨額の投資と補助金支出を行い、全国規模のものづくり企業を誘致する施策は、計画通りの進展には至らず、その経済雇用効果について、市民に実感されているとは言い難い。

金沢の商業においても、大規模店の出店規制は不徹底で、まちなかの商店街は空洞化し、地域の商店街や商店は衰退の度を強めている。とりわけ、小規模商店街や個人商店は、地域コミュニティの暮らしの拠点である。高齢化による買い物弱者対策は、こうした地域の商業振興施策と一体的に行われる必要がある。

2015年春の新幹線開業による効果は、歴史文化都市としての金沢の個性により異例の持続が評価されてきた。その一方で、全国展開の大手やグローバル資本の進出により地域の富が首都

圏に吸引される傾向が顕在化してきた。また、観光客を対象とする商店が観光名所エリアに続々と進出し、従来の商業施設でも本来の市民の消費活動から遊離する営業が行われて問題視されている。増加を見込む観光客の受け皿としてホテルが新規立地し、客室総数は中部圏を優に超える過剰な状況となっている。加えてインバウンドをターゲットにして簡易宿所や住宅民泊が爆発的に増加した。ところが、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大が、これらの業種を直撃した。

他方、金沢市は、2019年の4月から法定外目的税として宿泊税を導入した。観光と市民生活の調和を図り、その施策の財源とするという制度理由を掲げた。しかしながら、客室急増による廉売競争が始まる中、地場の中小宿泊事業者の経営を圧迫するとの懸念から、反対運動が展開された。2万円未満の宿泊料金には一人一泊200円、2万円以上の宿泊料金には500円を全ての宿泊施設から代理徴収する。低価格競争から料金転嫁しにくい中小宿泊施設では、客離れや身銭による税の納付を余儀なくされ経営の困難に拍車がかかっている。市長は原則5年後の見直しにこだわりつつ、リーマンショックに匹敵する経済変動の場合には、再検討すると答弁してきた。現在、リーマンショックを上回るコロナ危機に見舞われている。検証と見直しの公約は履行されねばならない。

地域経済の根本的な課題として、「地域通貨」の多様な展開も含め、地域にお金が循環するしくみを考えてみたい。まずもって、いのちと暮らしを支える地域農林水産業の現状である。兼業農家からの離農は、歯止めがきかず、市街地拡大の区画整理事業や中山間地の耕作放棄地の拡大によって、さらに農地面積は縮小してきた。

これらは、営々として築かれてきた共同体としての農業集落が急速に消滅しつつある深刻な問題である。これに対し、認定農業者の育成、集落営農者の組織化、加賀野菜などの一部ブランド化による農業の六次産業化にもとりくまれてはきたが、財政規模も含め、農業政策の財政規模は小さく、大胆さに欠けると言わざるを得ない。TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）、種子法廃止、種苗法改正、漁業法改正をはじめ、一次産業分野での市場開放、商品化、効率が進んでいるが、待ったなしの後継者の確保・育成をはじめ家族的営農を核とした集落営農組織の基盤強化、さらに進んで農業者による農業法人の拡大、森林資源や畜産排泄物（水産廃棄物）による有機的循環型の生産体制への転換、加えてバイオマスを含む再生可能なエネルギー生産との融合など、金沢の一次産業の構造的改革は課題がさらに大きくなっている。この取り組みは、新自由主義グローバリズムと新型コロナ禍による公共社会の崩落に対するアンティテーゼとしてにわかにその価値が再評価されているコモンズ（共同体・共有）の再創造である。

今日、世界では、新自由主義グローバリズムの弊害に加え、新型コロナ禍により荒廃した地域経済社会を復興させるために、クリーンリカバリーを標榜し、気候変動対策を軸に経済の公共性を重視し、コミュニティ活動と結んだ「連帯経済」を目指す自治体主導の住民運動（ミュニシパリズム）のとりくみが広がっている。金沢においても、独自のコミュニティ活動と連動した社会的企業の育成、NPO活動、ボランティア活動が生み出すあらたな価値を市民生活の基礎に据える可能性により注目する必要がある。なお、こうした近未来の課題に背を向けるように、エネルギー市場の自由化を理由に、100年の歴史を持つ金沢市企業局都市ガス事業と水力発電事業を民

間会社に売却しようとする動きが進んでいる。この問題については、第 10 章社会資本（インフラ）で論述する。

新たなとりくみ生まれている。自然農法や有機農法によって消費者と顔の見える関係を築く農家、市民・子どもの参加の下、海外の貧困地域に米を送る支援米運動。

歴史的な町並み保存と美術工芸、音楽などを融合させ、担い手のクリエイターの創作活動を支援する新たな仕事づくり。これは、歴史都市とクラフト分野でのユネスコ創造都市登録を併せ持つ金沢の独自性を地域経済の裾野としてさらに生かす施策分野である。

また、買い物弱者支援と福祉的見守りとを結びつけた宅配事業、地域の憩いを生み出すコミュニティカフェ、それらを資金面で支援する市民共同出資のコミュニティバンク、国際的民衆連帯のフェアトレードなど、社会的な役割を志すコミュニティビジネスも活動を広げている。金沢市は、市民活動からの提言を受け、昨年、フェアトレードタウンを政策化した。フェアトレードタウン認定に向け、官民連携の推進委員会を設置し、フェアトレード塾の開講やフェアトレード商品を扱う店舗を福祉関連店舗から一般店舗へと広げる活動を展開している。私たちは金沢市に対して、新自由主義からの脱却と国際連帯の理念に則ったまちづくりを市政全体の整合性を図って進める必要性を提言する。

他方、第 4 次産業革命ともいわれるデジタル技術革新の急速な進展は、AI（人工知能）の活用による産業の高度化や効率化、「働き方改革」への活用、ICT クリエーターの起業促進などの産業政策を前面に押し出している。金沢市は、この夏、「新たな価値創造拠点」を旧野町小学校校舎を利活用して開設した。この可能性に注目しつつ、懸念されるその負の側面、即ちデジタル格差による地域産業間の格差拡大、全国的デジタル通信大手による富の集約、アナログの実業そのものの衰退に注意を向けたい。

私たちは、産業における人間の疎外という本質的な問題から目をそらさず、すべての産業分野において、利潤至上主義ではなく、人間性の根源として対等で共同性ある人々のつながりを創造したい。

2022年10月に「労働者共同組合法」が施行される。同法では、組合員が出資すること、それぞれの意見を反映して事業が行われること、組合員自ら事業に従事することが必要であり、これらを基本原理とする組織を通じ、多様な就労の機会を創出することを促進使用とするものである。さらに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としている。私たちは、「新たな資本主義」（岸田内閣）という搾取の社会的構造の延命にこの「労働者共同組合法」対置し、今一度、金沢の地域性と住民生活に根ざすところから、新たな共同的な産業施策の展開を考えてみたい。

1. 労働者協同組合法にもとづく共同労働による産業のまちづくり宣言
2. 脱原発宣言
3. 金沢市都市ガス事業・発電事業の公共的堅持、脱炭素・再生可能エネルギーによる地域エネルギー自治政策の要としての発展的展開（小売り事業化、新電力との連携等）
4. 家庭ごみの有料制度（金沢市指定ごみ袋制度）を見直し、市民の英知と市民と行政の共同に

よるごみ減量施策創出

5. 中山間地農業と里山林業を保全、これらを連携させた有機・自然農法基地創出、加賀野菜など固有種の保存と地産地消
6. 農地を活用した太陽光発電、畜産排泄物・森林資源によるバイオマス発電を融合させた農業エネルギー基地創出、洋上風力、波力発電と養殖漁業の融合、これらに熱利用、ごみ焼却発電、小水力、マイクロ水力発電を連携させた金沢市地産地消地域エネルギーネットワークの創出
7. 地産地消と都市食品廃棄物の有機肥料転換による都市部と農村部のネットワーク事業、土地に親しむ一次産業の創意ある振興と多産業連携
8. 中小企業振興基本条例制定
9. 「連帯経済」の考え方に立つ市民コミュニティ経済の推進
市民参加による公正と連帯のフェアトレードタウン創出
市民参加のコミュニティビジネス推進会議・コミュニティビジネス塾の創設
子育て、高齢者、障がいしゃ支援・就労支援、公共的ニッチ分野などでの市民参加の福祉的コミュニティビジネスの創出
10. 工芸分野をはじめ創造活動の担い手、クリエイター支援と歴史的な金沢町家、空き家利活用の一体的展開
11. 宿泊税の検証と見直し、より公平公正な「観光税」の検討
12. 買い物弱者対策と一体的な地域商店街・個人商店支援施策推進
13. クラフト分野と結んだ世界に開かれた平和観光産業育成
14. 構造的暴力をなくす平和・人権・共生・環境国際NGO会議の誘致
→ 第2章 平和のうちに生きる権利を保障する非戦平和都市金沢
～地方政府の平和・外交政策～ に再掲

第10章 暮らしを支える都市のしくみ

～交通、住宅、都市インフラ、安全安心～

高度成長時代に活発に行った市街地の郊外拡張は、少子高齢化の時代を迎えて中心市街地の空洞化と郊外部の住宅団地の老朽化が進んでいる。どの自治体でもその維持コストに悩み、上下水道、ガス、道路橋梁などの社会資本の老朽化対策、耐震補強、更新などに大きな課題を抱えている。人口減少時代に入り、膨張した市街地をゆっくりと中心部に集約するコンパクトシティ構想が各地で検討されている。

金沢においても、建設投資残高が中核市中上位に位置付くほど社会資本整備に資金を投じ、丘陵地から海岸沿い、かつては遊水部であった河川敷沿いにも住宅が集積し、道路網が縦横に貫いている。これからの社会資本整備は、大規模な郊外部画整理や道路拡張ではなく、安全安心を確保するためのメンテナンス投資に主軸を移すべきである。また、住宅街の開発に関して、都市計

画上の観点から事業者と意思の疎通を図るしくみも必要である。そのため、金沢市では、「集約都市形成計画」を策定し、30年間のスパンをかけて、中心市街地から基幹道路や重要交通路線沿いに住宅や公共施設、商業施設の集積を誘導する軸線型集約都市を目指して住民説明会を開始した。

若年層の子育て世代にまちなか居住を促す各種補助制度が効果を上げ、まちなかに人が戻る傾向も現れているが、根本解決にはほど遠い。固定資産税対策として、まちなかの住宅跡にコインパーキングが激増している。いまやダンピング競争の様相を呈しているほどである。しかし、コインパーキングとコンビニエンスストアがひしめく金沢の中心部とは、果たして金沢らしいまち並みであろうか。この中心市街地の土地利用の再構築は、中心部の産業配置とも関連して、きわめて大きなまちづくり上の課題になっている。中心市街地での小規模な区画整理事業の手法を活用し、防災機能と金沢らしい自然と調和した癒しとコミュニティ空間を備えた「まちなかネットワーク」(仮称)を実現させたい。

一方、金沢美術工芸大学、石川県立図書館の移転後の跡地、旧日本銀行跡地など大規模な土地の利活用、統廃合後の学校高知の跡地利用などが、街づくりの課題となっている。新たな大規模公共施設の移転新築計画が経済界の思惑で市民的コンセンサスなく進められている。まちのランドデザインには、市民参加の公共的なプロセスが必要だ。

他方、増加に拍車がかかる金沢らしい古民家である金沢町家や一般住宅の空き家化に対し、カフェ、画廊、工房への利活用、金沢空き家バンクを通じた流通の促進策に取り組んでいる。歴史・文化、創作活動の観点からの利活用のほかにも、「まちの駅」といった地域コミュニティの新たな拠点化や福祉活動の拠点としての活動に、地域住民の叡智を集めるしくみがあってよい。

さて、今日、住宅政策は、基本的人権としての「居住する権利」を保障するものでなければならないと言われる時代である。市営住宅の老朽化対策、バリアフリーの促進はさらに急がねばならない。ソフト面では、市独自の住宅確保への支援制度の構築、「室内ホームレス」とも言われる貧困孤立者へのケア制度の構築、ホームレスの一時避難シェルターの設置などが具体的な課題であり、福祉人権保障政策と一体的に施策化する必要がある。

交通政策も、「移動の権利」を保障する政策課題として構築されなければならない。新幹線時代を迎えて、金沢も二次交通となる並行在来線の健全経営と共に、つながりの深い圏域である金沢都市圏をつなぐ石川線、浅野川線を含む広域交通の整備、都市内交通の整備充実を求める市民の声は切実である。

遅まきながら、2013年12月の臨時国会において、交通政策基本法が制定された。「移動の権利」保障の趣旨が盛り込まれた総合的な交通政策の原則が定められた。すでに地域公共交通活性化再生法が制定されており、地域の公共交通整備を支える制度の枠組みや財政的支援メニューはかつてなく豊富化されている。

2015年3月の新幹線金沢開業により、並行在来線は第3セクターに移行した。市民の移動手段である二次交通の衰退は許されない。金沢市においても、第二次金沢交通戦略が2022年度の最終年次に近づき、都心軸へ導入する新交通システムの機種選定の議論に入った。次世代型路面電車システムなどの導入を実現しようとする市民運動がとりくまれているが、新たに「交通

政策基本条例」を制定し、市内中心部と郊外部を結んで、格差のない金沢の公共交通のトータルデザインを実現させる時期が来ている。

しかしながら、これを担う交通労働者・運転手不足が深刻化している。公共交通事業が基本的に民間事業者の経営に任されてきたことから、収支バランスが厳しく、新型コロナ感染症拡大の影響により、利用者の激減から両鉄道線、路線バス共に大幅な収支悪化に直面している。加えて、交通労働者の低賃金、長時間労働が常態化して、中途退職、新規応募者が少ないことか担い手不足の悪循環を引き起こしている。こうした構造的な問題を踏まえた抜本的な経営手法を政策的に検討しなければならない。そのためには、市内一部門である「交通政策部」を局に格上げし、公共交通政策の立案力の強化、バス、タクシー等の民間事業者との共同研究体制を確立する必要がある。新交通システムに次世代型軌道系システムを導入し、バス、タクシー、自転車等との有機的な結合をもつ総合交通体系ネットワークを構築するのである。

さらには、もはや公共交通は、単なる移動手段というより、中心市街地の活性化による都市機能の強化、経済循環の活発化、生活圏全体の便益を高めるまちづくり政策であり、福祉政策でもある。より大局に立てば、環境未来都市としての市民のいのちの暮らしを支える「都市の装置」の高度化である。それを支える財政手法として「上下分離方式」（施設インフラ部分は自治体行政が財政負担し、交通事業者は運行サービス全般を担う）の導入を図るべきである。

災害が多発する今日、ライフラインの安全性と安定性を確保することは急務である。新自由主義の考え方に立ち、全国的にライフラインを担う公営企業の民営化が進められてきた。世界に目を転じれば、巨大な市場を当て込んでエネルギーや水資源をはじめ公共分野への民営化が進んだ。しかし、営利事業となった水道事業は水道料金を高騰させて貧困層から水を奪い、効率化のためにインフラ整備を怠って次々と破綻している。ライフラインが商品化したために、買えなくなった人々の「エネルギー貧困」、「水貧困」が社会問題となり、「再公営化」の自治体・住民の運動が2000年代以降、今日まで広がり、その数は58カ国、2400都市以上を数えている。

（「トランスナショナル研究所調査報告」2020年7月抄訳版より）

この世界市民がつくり出した趨勢に逆行して、金沢市は、全国の市で唯一保有し再生可能エネルギーを市域20%の世帯に供給する水力発電事業と、比較的低碳素資源である液化天然ガスを6万世帯に供給する都市ガス事業を新設の民間会社に売却する予定だ。その歴史は100年を刻み、市民利用者からの信頼も厚い。にもかかわらず、本年（2021年）9月、市当局の譲渡関連議案を金沢市議会が賛成多数で議決し、来春4月1日を期す譲渡契約を追認した。

経済学者宇沢弘文氏は、社会的共通資本は、人間の尊厳を実現する欠くべからざる社会装置であり、それは官僚的な支配や利潤追求のための市場条件に左右されてはならないと定義している。両事業は命と暮らしを支えるエネルギーインフラであり、昨今再評価の流れにある「コモンズ」

（公共）の公共財である。自治体を通じて市民が所有し、生み出される富を地域社会に循環させることが今まで以上に大切である。市自らのエネルギーインフラを生かした気候変動対策、エネルギー転換を促す地域エネルギー政策と公共的な富の地域循環から成る新たなまちづくりの位置づけを行わねばならないのだ。これが近未来を見通した本来のあるべき政策である。

昨年10月に事業者公募した金沢市は、この2月末に優先交渉権者を代表企業北陸電力（富山

市 出資 48%)、構成企業東邦ガス(名古屋市 出資 43%)、北國銀行(出資 2%) 北國新聞(出資 2%)、柿本商会(出資 1%)、小松ガス(出資 1%)を選定し公表した。金沢市は、これに金沢市は、わずか3%を一定期間出資するだけである。破綻が相次いできた旧来型の完全民営化を正当化する論理は、相も変わらず「公的ガバナンスは、経営の柔軟性を阻害しない範囲で」である。

市議会内外での様々な異論や問題提起、新型コロナ禍をも顧みず、遮二無二売却に突き進む当局に対し市民からの批判が広がる中で、公正取引委員会が、4月、10月、中部以南の大手電力とともに、東邦ガスにもカルテル、受注調整の疑いで二度にわたり立入検査を行った。市場ルールをも歪める民間独占の行きつく先が先行して露わになっている。本市の道義的責任もまた問われている。

市議会の論戦においては、気候変動対策とエネルギー自治を具現化するための基幹事業である両事業の将来展望、職員の雇用保障の課題などを前面に押し出し、その売却譲渡を許さない市民の声で金沢市を包囲してきた。発電事業の譲渡に絡み、利水許可を規定する河川法第23条、工作物の設置許可を規定する第26条にそれぞれ違反する申請超え利水と工作物無許可設置問題が浮上した。市企業局は議会での追及から、問題指摘から13年後10月末に、改めての申請手続きを行い、短期間に県は不可解にも許可を出した。河川管理者である石川県当局と金沢市企業局とのなれ合い構図の下、法令違反状態のまま仮契約し、議決により本契約を結んだ不当な手続きが既成事実化した。

年間10数億円の純利益を生み出す両エネルギー事業を売却すれば、早晚、水の民営化や上下水道、工業用水事業が残る企業局の解体問題が浮上すると考えられる。先に水道条例を改正した宮城県は、コンセッション方式の譲渡先に世界最大の水メジャーヴェオリアジェネッツ社(日本法人)を選定したことは象徴的である。金沢市も、2016年以来、企業局の料金徴収部門を同社に委託していることを付言しておく。

たとえ予定通り2021年4月1日に譲渡が実施されようとも、水道民営化、企業局解体への道は、社会的共通資本を市民のコモンズとして取り戻そうとする市民の意思に包囲されざるを得ない。息の長い市民運動の始まりである。

最後に、防災機能の充実である。

2007年夏の浅野川洪水は、100年確率の異常な集中豪雨が原因とされている。しかし、市民の地道な調査活動を通じ、山地の乱開発、ダム建設に依存した河川の浚渫管理の怠り、各種水門のメンテナンス、水門操作体制の不備等々人災の実態が明らかにされている。この教訓を生かし、総合的な治水対策に万全を期さなければならない。そのための河川沿線住民との普段の情報交換体制も忘れてはならない。

今日の洪水対策は、1000年確率の集中豪雨を想定した対策が求められるに至っている。浸水想定では、金沢市の中心市街地は、広範な地域で深水3メートルとなる。ダムなどの構造物に依拠した洪水対策から、「流域治水」へと転換が模索されている。これからの時代の都市づくりは、遊水地帯や水田の貯水力を生かした洪水と共に生きる先人の知恵から学んだ自然と調和した都市計画へと転換されるべきである。

また、森本富樫断層による大地震の発生予測がレベルを上げた。学校、保育所、幼稚園をはじめ公共施設の耐震補強をさらに急ぐと共に、民間建物の耐震診断、耐震補強工事の促進に努めなければならない。

他方、原子力防災体制については、原子力規制委員会が策定した新基準に基づき、原発から概ね30kmの予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を越える圏域でも、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）が設定されることになった。これを受け、義務づけられてはいないが、金沢市も、地域防災計画に原子力災害編を策定した。

その中で、市は、国の想定を超える災害が発生した場合に備え、市民及び旅行者への対応、UPZ内の住民等が避難する際に安定ヨウ素剤の配布漏れが生じた場合の対応及び屋内避難の指示後、屋外で災害対応業務に従事する者への対応分として安定ヨウ素剤を備蓄している。備蓄量は、発電所からおおむね50キロ圏内の全住民分を備蓄することを基準としているが、甲状腺癌の発生リスクの高い小児については市内全域の住民分のほか、災害対応業務従事者及びUPZ内の住民等への対応分を市立病院内で備蓄している。このように、現在も戸別配布には至らず、発災時の迅速な配布体制と、服用に関する初動判断が問われている。

志賀原発から50キロ圏にある金沢市は、福島第1原発事故でも明らかなように、その時の天候によっては、全域放射能汚染地域になる可能性がある。したがって、金沢市民の迅速な避難、放射能被ばくを最小限にするための具体的な措置を計画化しておく必要がある。現在、志賀原発は、直下の活断層問題を抱え、停止中であるが、市民の安全安心のためには、金沢市としてその再稼働を断念するよう意見を表明すべきである。その上でも、大規模な自然災害が使用済み核燃料の管理を破綻させる可能性が否定できない以上、放射性物質拡散を想定した防災体制を準備しておくべきである。

また、志賀原発や金沢市内にも立地している石油備蓄基地への武力攻撃が発生しないよう、政府に対し、集団的自衛権行使はすべきではなく、平和的外交に徹するよう意見を表明しておくべきである。

1. 金沢の自然環境、地形の特色に調和した金沢市全域のまちづくりのあり方を見直す市民参加による「金沢ルネッサンス構想」（仮称）の策定
2. 市民住宅確保条例（仮称）の制定
3. 金沢町家、空き家の文化創造活動への利活用の促進と「まちの駅」など市民活動・福祉活動拠点としての利活用
4. 交通政策基本条例の制定
5. 交通政策局の設置
6. 金沢都市圏広域連携の観点に立つ二次交通の整備、鉄道線石川線・浅野川線の存続、利活用、新交通システムの具現化と全市的な公共交通ネットワークを具体化する市民参加の「金沢市公共交通トータルデザイン市民会議（仮称）」の設置
7. 公共交通の持続可能性を確保するための経営手法として「上下分離方式」導入
8. 「コモンズ」としての金沢市都市ガス事業・発電事業の公共的堅持、水の民営化阻止、水とエ

エネルギー貧困を生み出さない地域エネルギーインフラ自治政策の公共的発展的展開

9. 地域防災計画原子力災害編の見直し拡充
10. 総合治水計画の着実な実践と水防脆弱カ所の確実な安全対策
11. 浸水想定を引き上げに対応する流域治水の考え方に立つ自然環境と調和した都市計画へ転換
12. 複合的な自然災害を想定した地区防災計画策定と地区防災体制の実効性を高めるための住民による地域ぐるま座防災ワークショップの展開

第11章 国際地方政府としての金沢

～住民を守り、世界とつながる「恐れを知らぬ自治体」へ～

金沢市は、歴代市長により、「国際文化産業都市」、「世界都市」、「世界の交流拠点都市」が標榜され、いずれも世界との関わりの中で、金沢の発展を期してきた。確かに、歴史と文化を継承し、そこに新たな革新を加える金沢のまちづくりは、国の内外から高い評価を得てきた。そこに営々として積み上げられてきた先達の見識と努力、その成果に讃意を惜しまない。

しかし、同時に、「人権の世紀」にあっては、金沢の歴史的特性から深く根を下ろしてきた保守性や閉鎖性の克服の重要性を指摘しておきたい。私たちが目を向ける世界とは、個人の尊厳を守る市民社会の形成であり、国際社会における戦争の違法化、多文化共生社会への挑戦である。そのためには、それを支える歴史意識、市民意識、自治の精神を地方政府としての金沢に豊かに創造的に根付かせ、社会の基礎としなければならない。

世界に目を転じれば、今日、新自由主義が政治経済を席卷し、途方もない格差を引き起こしている。

労働政策の項で、国際人権NGOオクスファムの報告を紹介したが、富の著しい偏在と低賃金不安定労働は、当然にも、おびただしい貧困層を生み出し、社会そのものの不安定化を世界の至る所で拡大させている。絶えない地域紛争もそこに原因を見いだすのである。

日本はもとより、ここ金沢においてもそれは無縁ではなく、独自の文化・まちづくり施策をもってしても、モノカルチャー化の弊害は防ぎきれず、地域経済の疲弊とまちの空洞化はじわじわと進行している。

そして、集团的自衛権行使を指向する中央政府の強硬な路線は、地方の自治権を侵害する国家主義への急激な傾斜を実感させている。

金沢国際地方政府は、こうした時代状況に向き合い、それとはまったく異なる価値観を共有し、金沢独自の自治体行政と地域社会の創造を目指す。それは、普遍的な平和と人道の国際主義と人間の尊厳を守り支え合う自治のまちへの決意である。

その際に、新たに念頭に置きたいのは、「フィアレス・シティ」(「恐れを知らぬ自治体」) ネット

トワークの存在である。その精神はムニシパリズム：Municipalism＝地方政治を軸にした草の根の政治改革運動である。その旗を挙げたバルセロナ市政の核心的姿勢は同市の2020年1月「気候非常事態宣言」に表れている。二酸化炭素削減のための都市公共空間の緑化、電力や食の地産地消、公共交通機関の拡充、自動車・飛行機・船舶の制限、エネルギー貧困の解消、ゴミの削減、リサイクルなど240項目にわたるマニフェストが市民の力でまとめられている。

私たちが目指すべき具体像をここまで、各政策領域ごとに述べてきた。締めくくりにあたって、その実現に不可欠な地方政府としての資質とは何か、以下に掲げる。

1. 住民自治に裏打ちされた地方政府としての自治体の総合的な力
諸施策を通じた住民とのコミュニケーションと多様性を尊重する地域社会を先導する。
2. 自己決定と中央政府にもものを申す主体性
徹底して住民の側に立って判断し、代弁し、行動する。
3. 国内外の自治体との連携・連帯力
全国市長会などの既存の連携団体に加え、課題に応じた首長や議会ネットワークの創設を国の内外で提言し、国境を越えて参加、連携し、住民の基本的人権の保障と世界の平和連帯に最善を尽くす。
4. 自らの条例制定力の強化、法律制定と不合理な法の改正を国に促す先駆性
自治体の立法権限のさらなる拡大と自治に制約をもたらしている法律の改正、運用の改革要求を不断に行う。
5. 住民の基本的人権、平和的生存権を守り抜く決意と抵抗権の行使
地方政府の存在意義にかけて、自己決定の尊重を国に求め、必要があれば中央政府と対峙し、抵抗する、「フィアレス・シティ」(住民のために「恐れを知らぬ自治体」)となる。
6. 地方政府の存立と施策実行を支える財源確保のしくみ
自主財源確保に英知を集める。国に対しては、課税自主権のさらなる拡大を求め、地方交付税を、国の関与を排し文字通り地方の固有財源とする「地方共有税」制度へと早期に転換するよう促す。